

議案第4号

第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画を定めることについて

第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画を別冊のとおり定めたいので、朝来市議会の議決に付すべき事件等に関する条例（平成21年朝来市条例第17号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定した朝来市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度末をもって満了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画を定めるため、議会の議決を求めるものです。

第3期朝来市 子ども・子育て支援事業計画 (案)

【令和7年度～令和11年度】

令和7年3月
朝来市

◆目 次◆

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	4
5 国の動向	5
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	7
1 本市の状況	8
2 将来人口と児童数の今後の見通し	13
3 主なアンケート調査結果	15
4 子ども・子育てに関する主な課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	28
2 基本視点	29
3 基本目標	31
4 施策の体系	32
第4章 施策の展開	33
1 基本目標1 子どもと子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり	34
2 基本目標2 親と子の心身の健康を支える環境づくり	37
3 基本目標3 子どもの生きる力と豊かな心の育成	39
4 基本目標4 子どもと子育て家庭が安全・安心に暮らせるまちづくり	41
第5章 教育・保育の内容と提供体制	46
1 教育・保育提供区域の設定	47
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容	48
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	52
4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	61
第6章 計画の推進	62
1 計画の推進	63
2 進行管理	64
資 料 編	66
1 子ども・子育て会議条例	67
2 計画策定経過	70
3 用語解説	71

◆本文中の「_____※」印の用語については、資料編に用語解説を掲載しています。

第 1 章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

わが国の少子化対策は、平成元年に合計特殊出生率※が1.57と判明した「1.57 ショック」を契機に始まりました。その後、国はさまざまな方針や取組みを発表・実行し、各自治体もそれに基づき、取組みを進めてきました。

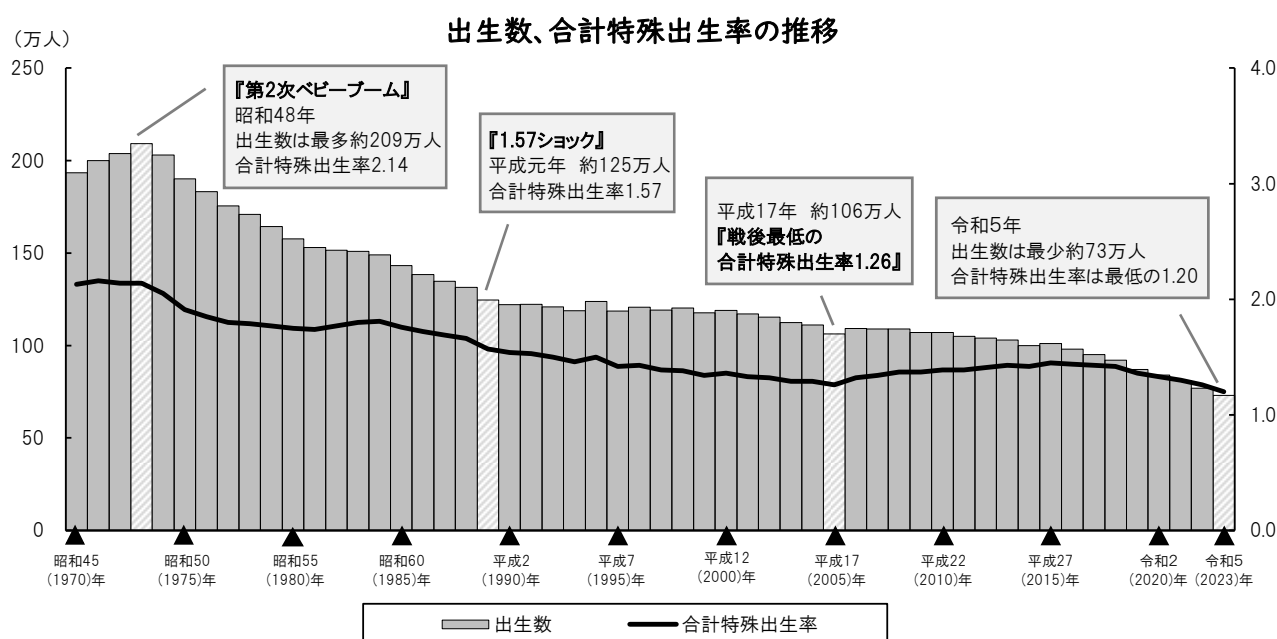
国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

本市においても、平成27年から「朝来市子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定するとともに、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、近年の総人口の減少、高齢化、出生数、合計特殊出生率の長期にわたる減少、核家族化の進行、就労環境の変化や子どもへの虐待、子どもの貧困問題、ヤングケアラー※問題など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育て・子育てを地域社会全体で支援していくことがますます必要となっています。

このような状況の中で、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援は新たな段階へと進んでいます。

本市では、このたび「第2期朝来市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、社会情勢や国の動き、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ強力に推進するため、「第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組みます。

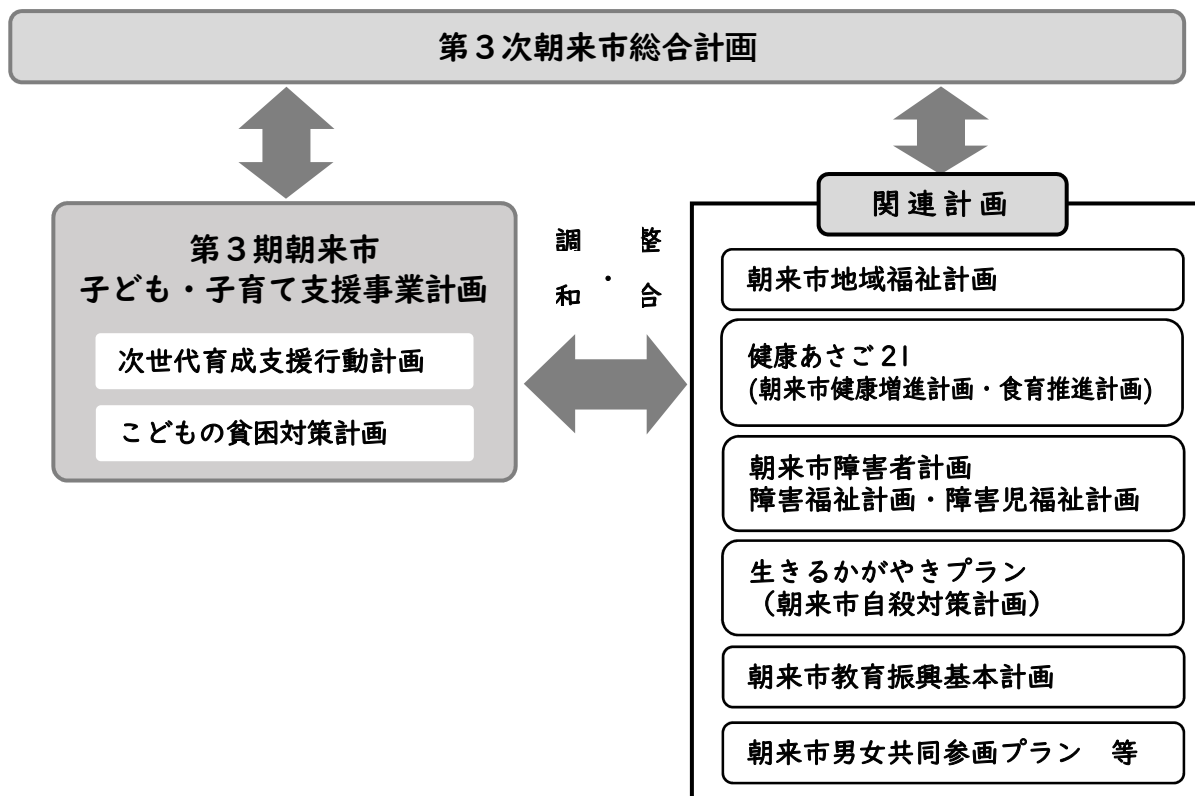


2 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第3次朝来市総合計画」（令和4年3月策定）及び「第4期朝来市地域福祉計画」（令和4年3月策定）との整合を図るとともに、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調和を図りながら策定しています。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられます。さらに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画も包含しています。

◆本計画の位置付け◆



3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和									
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

計画策定にあたっては、各分野からのご意見をいただき検討・協議するとともに、市民からの意見を幅広く募り、計画に反映させるため、以下のような取組みを行いました。

(1) 朝来市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子どもの保護者、公募による市民、子どもの教育・保育や子ども・子育て支援に関する事業従事者や関係者、保健・福祉関係者、行政機関・公共的団体の代表者で構成される「朝来市子ども・子育て会議」において、本計画にかかる審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 子どもの成長と子育て支援に関する調査の実施

朝来市における教育・保育の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、子育て支援に対する意向やご意見を把握するため、令和6年3月に子どもの成長と子育て支援に関する調査を実施しました。

(※主なアンケート結果については、本計画書 15 ページ以降に掲載しています。)

調査の種類と対象者	調査・実施方法
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収
小学生児童の保護者	学校を通じた保護者への Web による調査

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	820	316	38.5%
小学生児童の保護者	697	317	45.5%
総 計	1,517	633	41.7%

(3) パブリックコメント[※]の実施

本計画の策定にあたっては、市民に計画素案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

いただいたご意見は、子ども・子育て会議により検討・協議を進め、必要に応じて計画に反映しました。

5 国の動向

(1) こども基本法（令和4年法律第77号）の制定

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

◆6つの基本理念◆

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(2) こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の制定

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

◆6つの基本的な方針◆

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

(3) こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の策定

全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ※全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進していくこととされています。

【一部抜粋】

○ こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

(4) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

- 1 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 2 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
- 3 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 4 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加
- 5 産後ケア事業に関する事項の追加

(5) 児童福祉法等の一部を改正(令和4年法律第66号)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨となっています。

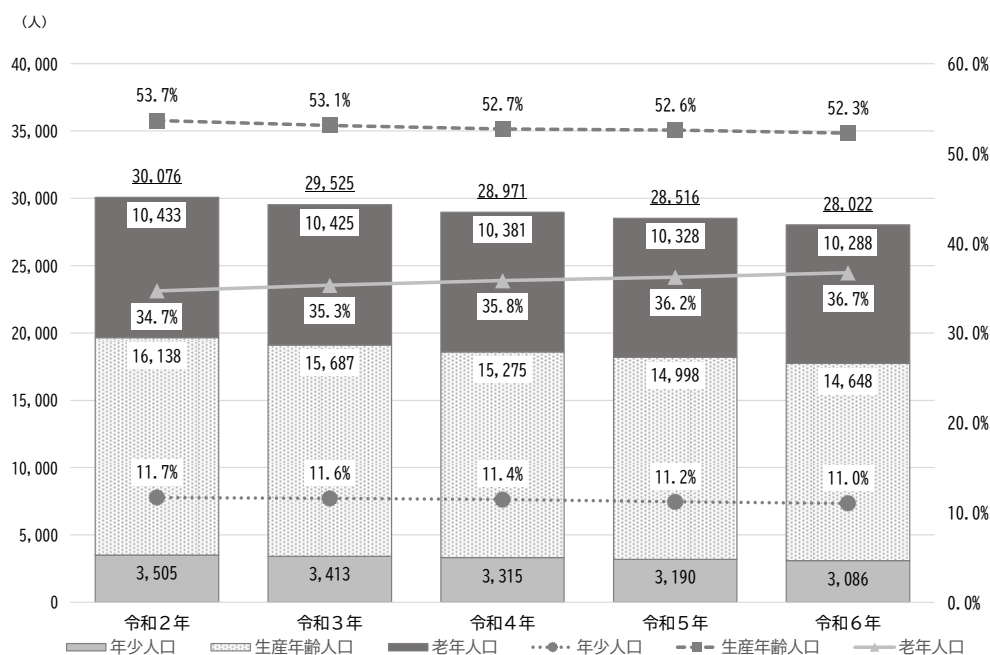
- (1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等
- (2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置づけ
 - ①子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)
 - ②児童育成支援拠点事業(学校や家以外のこどもの居場所支援)
 - ③親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)
- (3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充
 - ①子育て短期支援事業
 - ②一時預かり事業

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

I 本市の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口

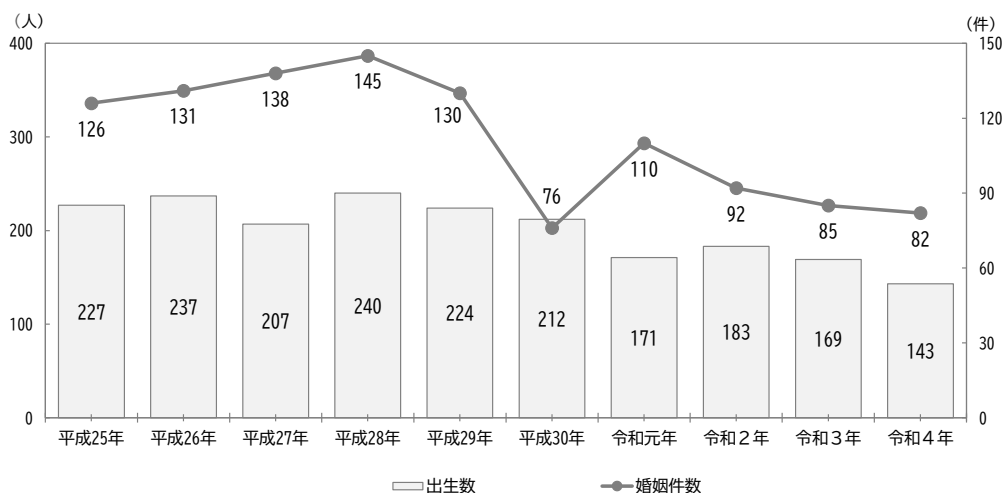
本市の総人口は、令和3年に3万人を下回り、その後も減少が続いており、令和6年4月1日現在28,022人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに減少しています。また、総人口に占める年齢3区分別割合では、老年人口は増加、生産年齢人口、年少人口は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生数と婚姻件数の推移

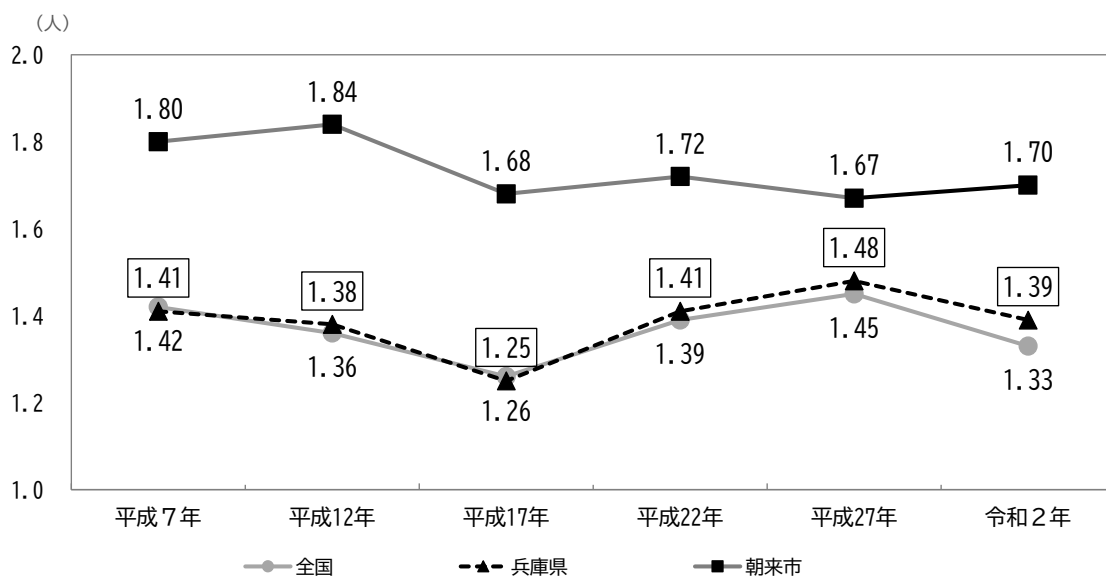
本市の出生数は、平成30年までは200人台で推移していましたが、令和元年以降は200人を下回り、減少傾向が続いています。また、婚姻件数は、近年100件を下回っており、令和4年は82件となっています。



資料：兵庫県保健統計年報

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国、兵庫県を上回っており、令和2年は1.70となっています。



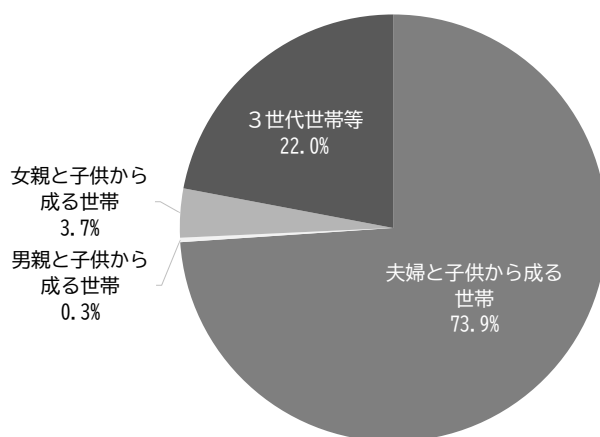
資料：兵庫県保健統計年報

(4) 子どものいる世帯数

本市の6歳未満の子供から成る世帯は890世帯で、そのうち核家族世帯は694世帯77.9%、3世代世帯等は196世帯22.0%となっています。核家族世帯の内訳は、「夫婦と子供から成る世帯」が658世帯73.9%、「女親と子供から成る世帯」が33世帯3.7%、「男親と子供から成る世帯」が3世帯0.3%となっています。

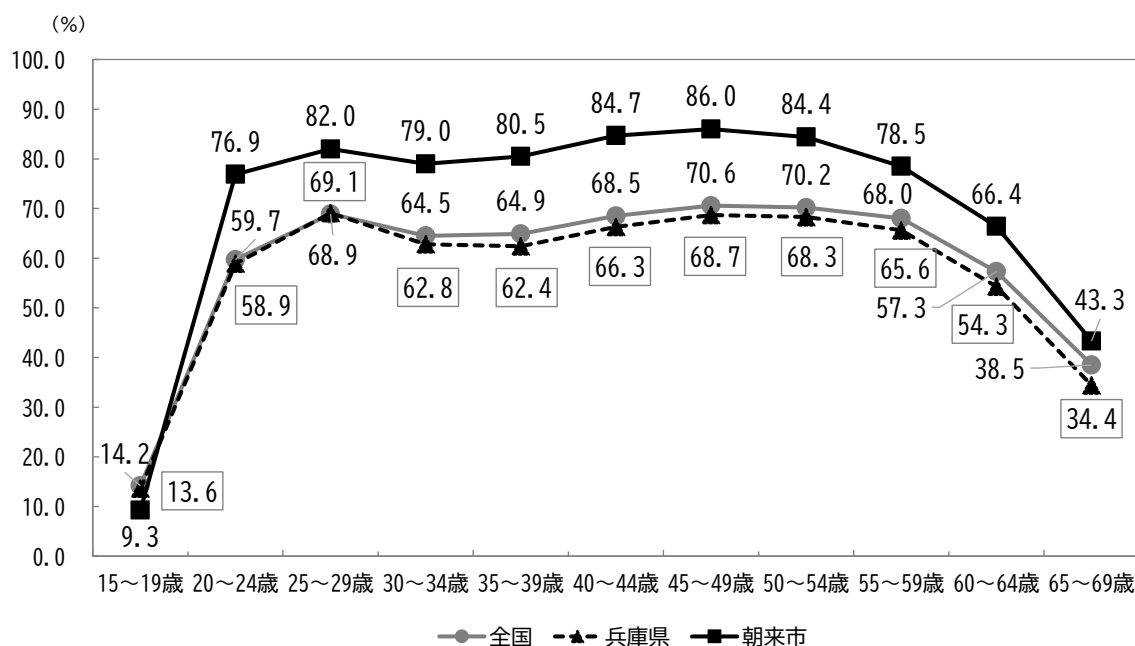
	世帯数
一般世帯	11,362
6歳未満がいる世帯	890
核家族世帯	694
夫婦と子供から成る世帯	658
男親と子供から成る世帯	3
女親と子供から成る世帯	33
3世代世帯等	196

資料：令和2年国勢調査



(5) 女性の就業率

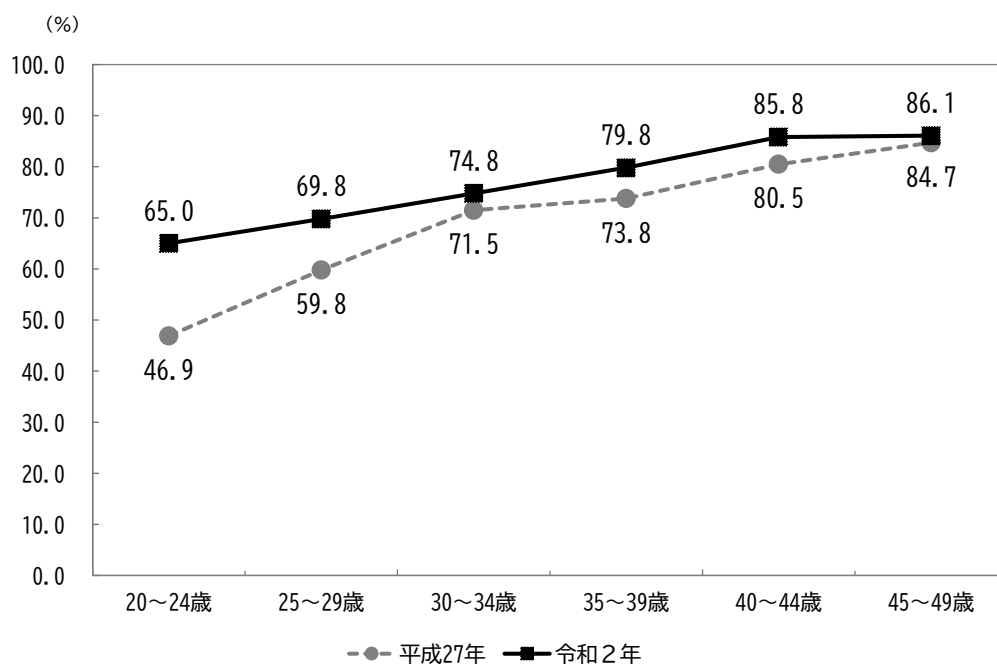
本市の令和2年の女性就業率は、20～50 歳代で8割前後と高く、15～19 歳を除く全ての年代で、全国、兵庫県よりも高くなっています。



資料：令和2年国勢調査

(6) 子育て期の女性の就業率

子育て期の女性（有配偶者）における令和2年の就業率は、20～40 歳代の全ての年代で平成 27 年に比べて高くなっています。特に 40～44 歳は 85.8%、45～49 歳は 86.1%と 8.5 割を超え、高くなっています。



資料：国勢調査

(7) 市内の主な教育・保育施設等

本市には、就学前児童を対象とする教育・保育施設として、11か所の認定こども園と2か所の認可保育園があります。また、小学生児童を対象とした学童クラブ・放課後児童クラブが12か所あります。

■市内の認定こども園・認可保育園一覧

	施設名	施設区分
公 立	生野こども園	認定こども園
	糸井こども園	認定こども園
	大蔵こども園	認定こども園
	東河こども園	認定こども園
	竹田こども園	認定こども園
	中川こども園	認定こども園
	山口こども園	認定こども園
私 立	ひまわりこども園	認定こども園
	枚田みのり保育園	認定こども園
	やなせこども園	認定こども園
	照福こども園	認定こども園
	めばえのにわ保育園	認可保育園
	あわが保育園	認可保育園

■市内の学童クラブ・放課後児童クラブ一覧

	施設名	施設区分	校区
公 立	生野学童クラブ	旧生野学校給食センター	生野校区
	糸井学童クラブ	糸井小学校内 トレーニングルーム	糸井校区
	大蔵学童クラブ	旧大蔵幼稚園内	大蔵校区
	和田山学童クラブ	旧和田山幼稚園内	枚田校区
	東河学童クラブ	旧東河幼稚園内	東河校区
	竹田学童クラブ	竹田小学校内 1階	竹田校区
	山東学童クラブ	山東老人福祉センター内	梁瀬校区
	中川学童クラブ	中川こども園内 2階	中川校区
	山口学童クラブ	旧山口幼稚園内	山口校区
私 立	枚田みのり放課後児童クラブ	枚田みのり保育園内	枚田校区
	やなせ学童クラブ	やなせこども園内	梁瀬校区
	照福放課後児童クラブ	照福こども園内	梁瀬校区

(8) 市内にある小学校・中学校

本市には、9つの小学校と4つの中学校が設置されています。

■市内の小学校・中学校一覧

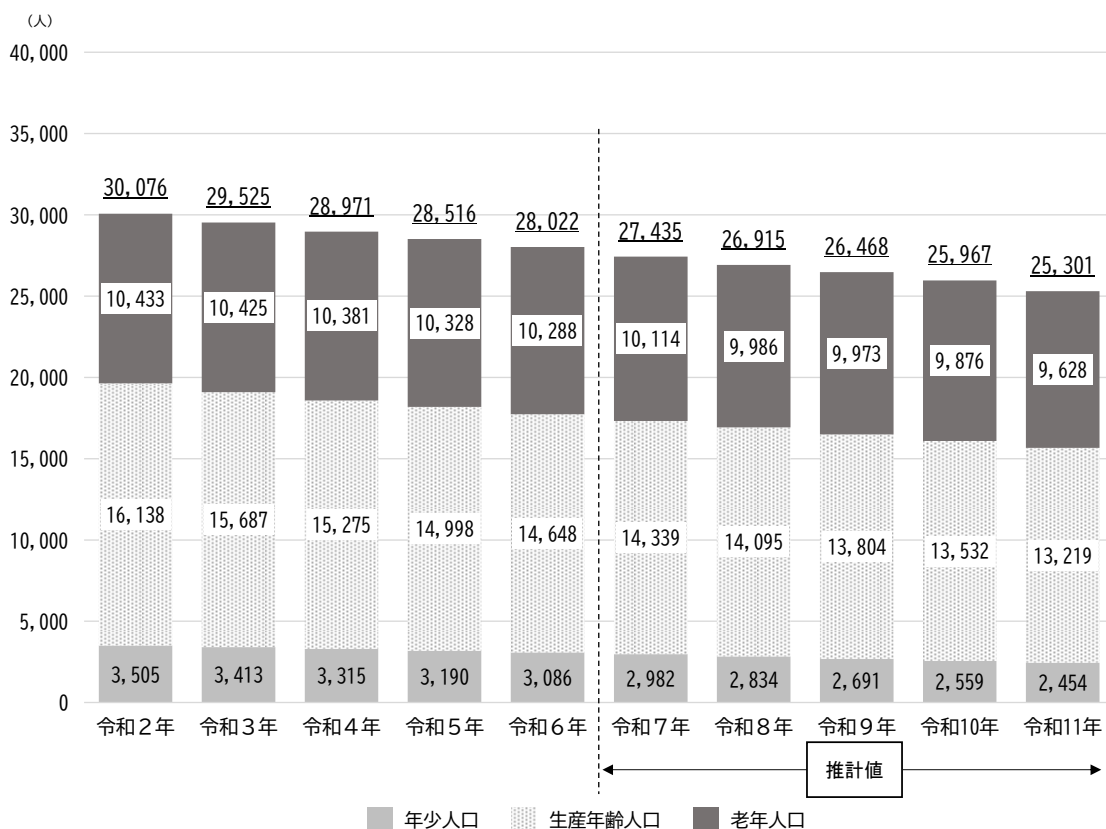
	学校名	所属区域
小学校	生野小学校	生野Ⅰ区～Ⅵ区、上生野、白口、円山、小田和、菖蒲沢、北真弓、南真弓、川尻、栃原、生野新町、奥銀谷、小野、緑ヶ丘（生野）、竹原野、黒川、猪野々
	糸井小学校	林垣、緑ヶ丘（和田山）、秋葉台Ⅰ区～Ⅳ区、寺内、万葉台、高生田、室尾、市場、和田、竹ノ内、内海、朝日
	大蔵小学校	寺谷、東谷、平野（和田山）、土田、西土田、宮田、高瀬、法道寺、岡、芳賀野、宮内、高田
	枚田小学校	和田山上町、和田山京口、和田山本町、和田山新町、枚田、市御堂、比治、法興寺、立ノ原、枚田岡、玉置、桑原、柳原、駅北、駅前
	東河小学校	白井、宮、久田和、東和田、中、野村、岡田、弥生が丘Ⅰ区～Ⅱ区
	竹田小学校	竹田下町、米屋町、観音町、竹田中町、竹田上町、竹田新町、殿町、旭町、東町、栄町、安井、三波、久留引、加都、筒江、久世田、城南台、殿、藤和
	梁瀬小学校	滝田、大垣、矢名瀬下町、矢名瀬中町、川原町、上ヶ町、新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、金浦、末歳、諏訪、大月、向大道、楽音寺、清水町、小谷、田中、西地、西谷、比叡、東、柴、一品、上早田、早田、和賀、柊木、溝黒、山歳、喜多垣、迫間、与布土、森、三保、越田、柿坪
	中川小学校	物部、桑市、立脇、愛タウン、多々良木、石田、伊由市場、澤、山内、納座、川上
	山口小学校	山口、立野、新井Ⅰ区～Ⅲ区、八代、上八代、山本、土肥、老波、佐中、平野（朝来）、神子畑、羽淵、口田路、中田路、奥田路、元津、上岩津
中学校	生野中学校	生野小学校区全域
	和田山中学校	糸井小学校区全域、大蔵小学校区全域、枚田小学校区全域、東河小学校区全域、竹田小学校区全域
	梁瀬中学校	梁瀬小学校区全域
	朝来中学校	中川小学校区全域、山口小学校区全域

2 将来人口と児童数の今後の見通し

■将来人口

本市の将来人口は、住民基本台帳人口の結果を用いて各年齢による変化率（例：1歳の人口が翌年2歳になるときの人口の動き）、出生数の動向等を踏まえて算出しました。

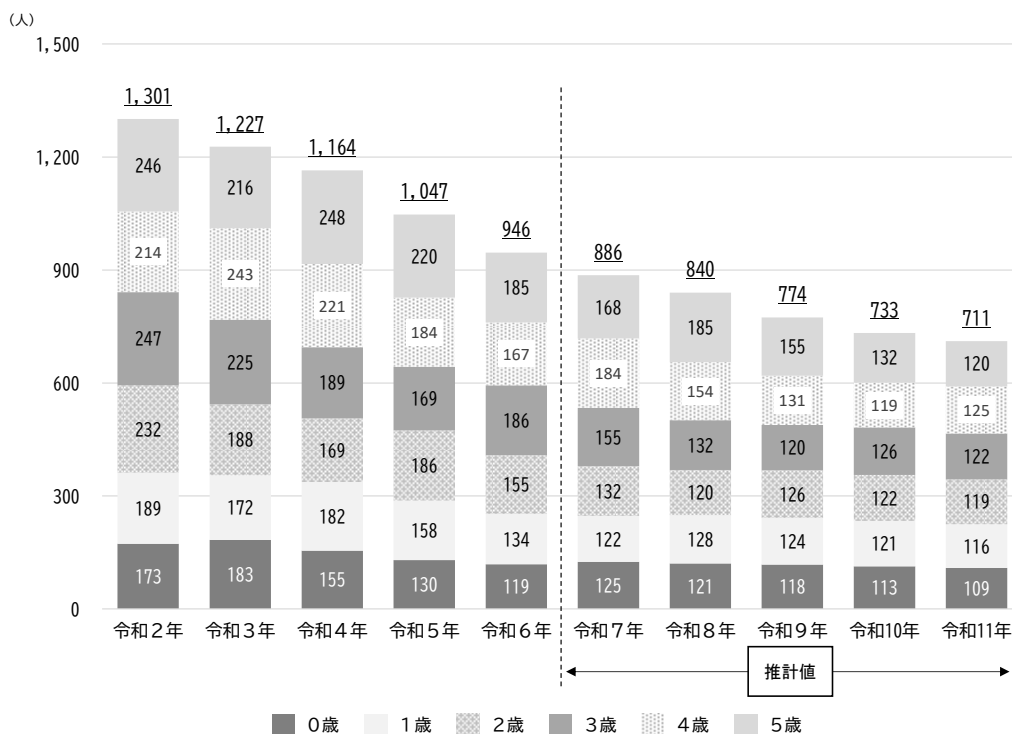
総人口は、令和6年4月1日現在 28,022 人となっていますが、今後も減少傾向は続き、本計画の最終年度となる令和 11 年には 25,301 人となる見込みです。また、年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに減少していくことが予想されており、年少人口(0～14 歳)は 2,454 人になる見込みです。



資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降は朝来市子育て支援課による推計

■ 0～5歳人口の推計

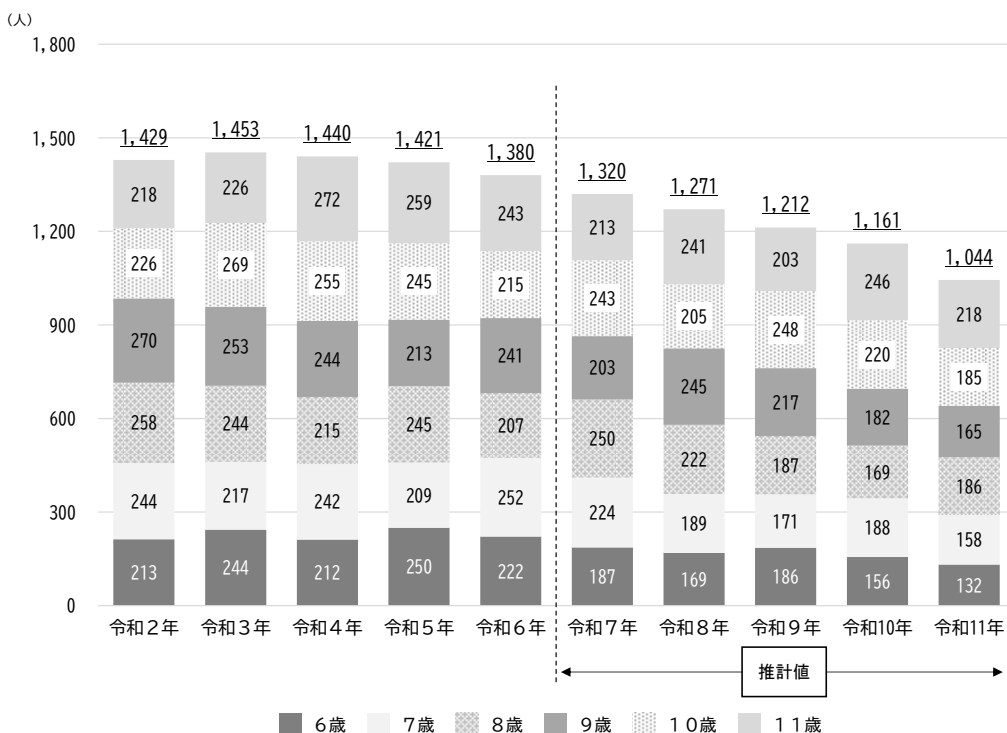
0～5歳人口（未就学児童と設定）は、減少傾向が続き、令和11年時点で711人となり、令和6年と比べ235人程度の減少が見込まれています。



資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降は朝来市子育て支援課による推計

■ 6～11歳人口の推計

6～11歳（小学生児童と設定）も減少傾向が続き、令和11年時点で1,044人となり、令和6年と比べ336人程度の減少が見込まれています。



資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降は朝来市子育て支援課による推計

3 主なアンケート調査結果

① 子育てを取り巻く状況

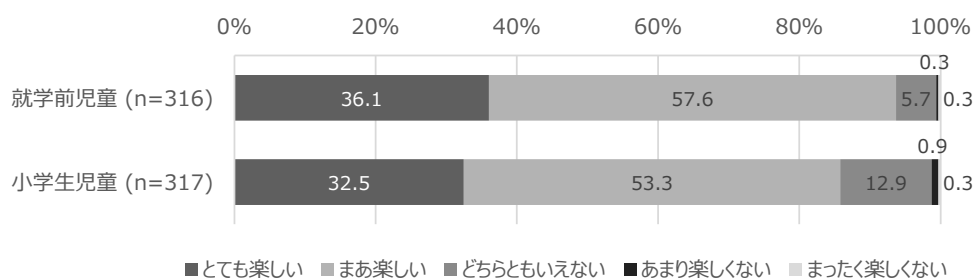
子育ての感想では、「とても楽しい」、「まあ楽しい」を合わせると就学前児童の保護者(以下、就学前児童といいます。)、小学生児童の保護者(以下、小学生児童といいます。)ともに9割前後と高くなっている一方、子育てに不安を「よく感じる」、「ときどき感じる」は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに6割を超えています。

市として、力を入れていくべき子育て支援では、就学前児童、小学生児童ともに、「子育て家庭に対する経済的支援や優遇制度の充実」が最も高くなっており、経済的、精神的負担を軽減していく必要があります。

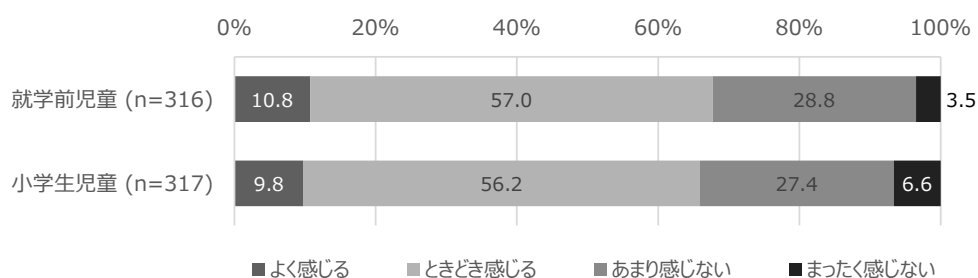
子育ての孤立感は、「あまり感じない」、「まったく感じない」割合が高くなっていますが、近所の人との付き合いの程度については、就学前児童では「ほとんど付き合いはない」割合が高くなっています。

現在必要としている重要だと思う支援では、「特になし」を除いて、就学前児童では「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」、小学生児童では「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が最も高くなっています。

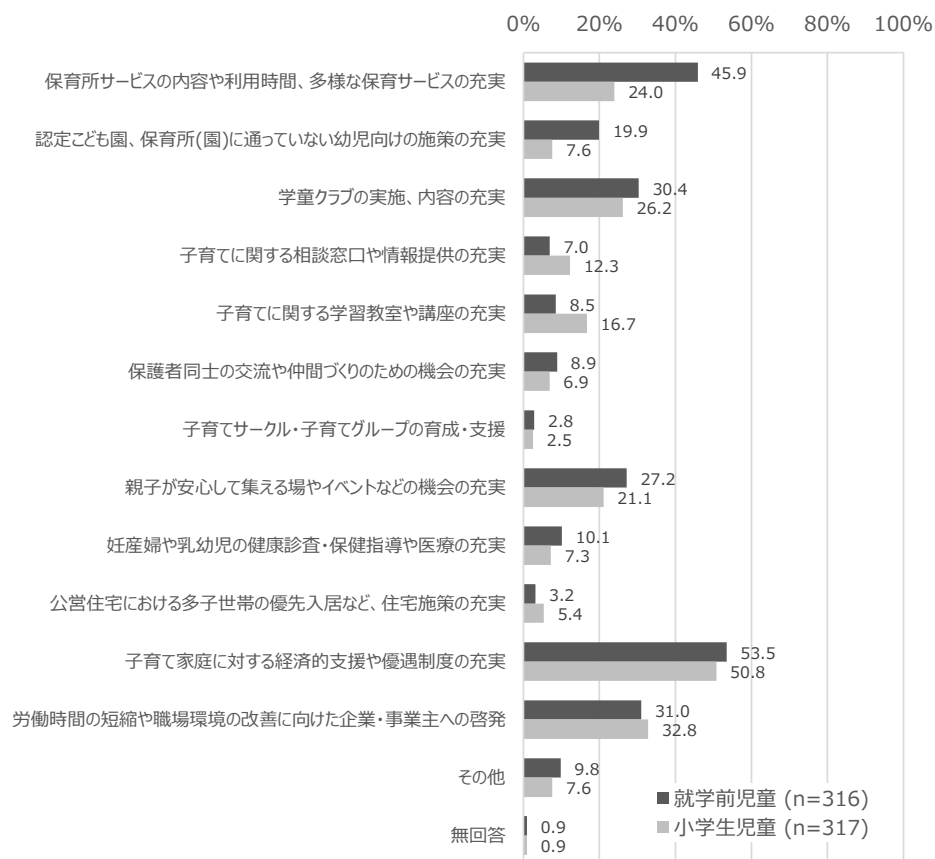
◆子育ての感想



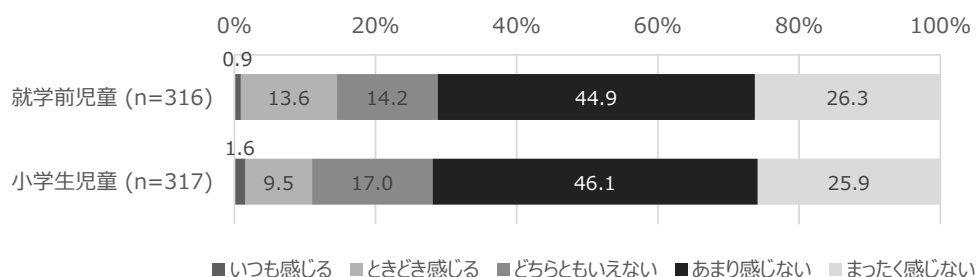
◆子育てについて不安や負担を感じる程度



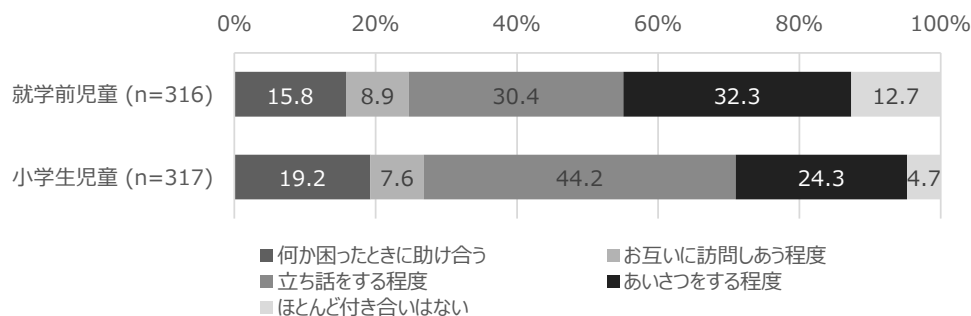
◆市として、力を入れていくべき子育て支援



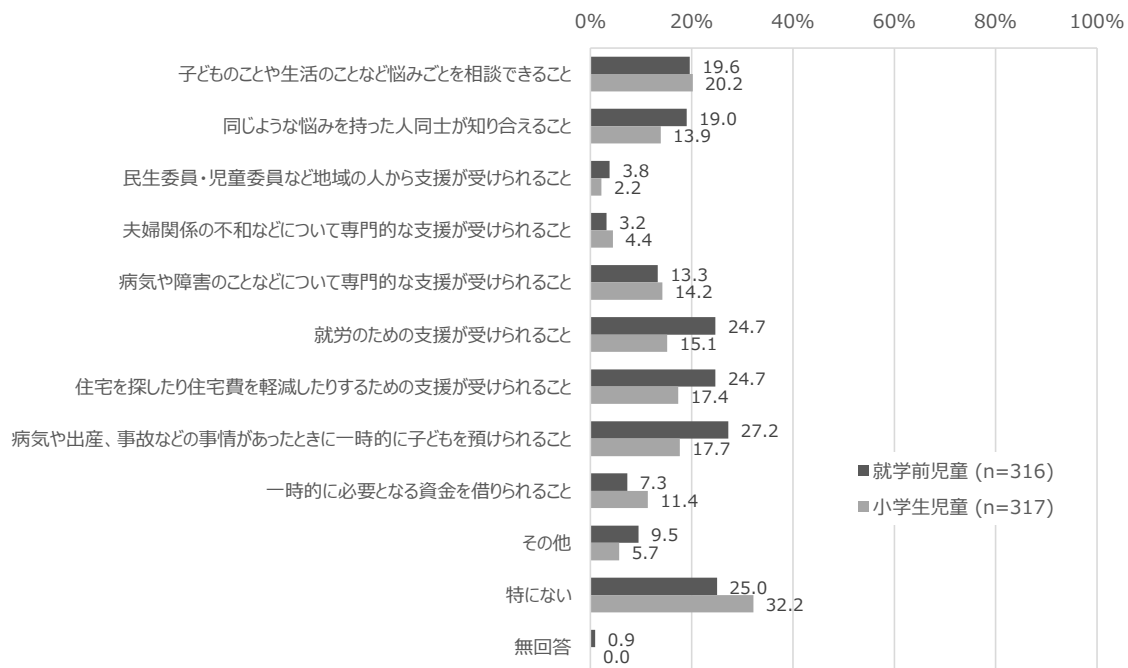
◆孤立感を感じる程度



◆近所の人との付き合いの程度



◆現在必要としている重要だと思う支援

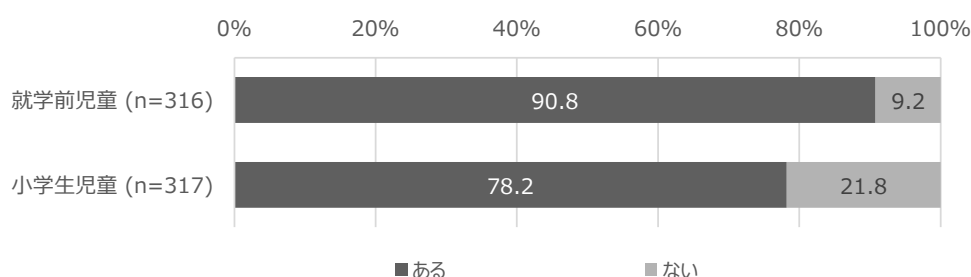


② 子育てにおける相談・情報

子育ての身近な相談先は、「配偶者・パートナー」、「その他の親族」が就学前児童、小学生児童ともに7割を超え高くなっていますが、相談先が「ない」人も就学前児童で約1割、小学生児童で約2割となっています。

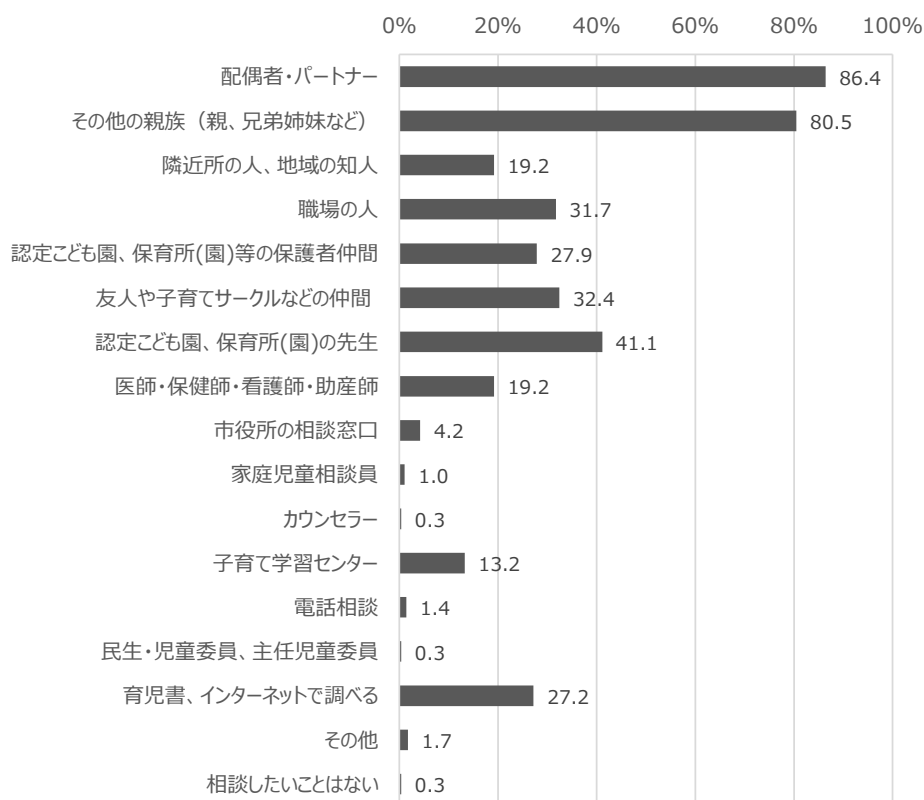
市・県の子育てに関する相談事業や相談窓口の認知度については、就学前児童の「子育て学習センター」、「産前・産後サポート事業」、「乳幼児相談」は8割以上、小学生児童の「子育て学習センター」は7割以上と高くなっていますが、それ以外の認知度は高くはありません。

◆子育て(教育を含む)をする上で、身近に相談できる先の有無



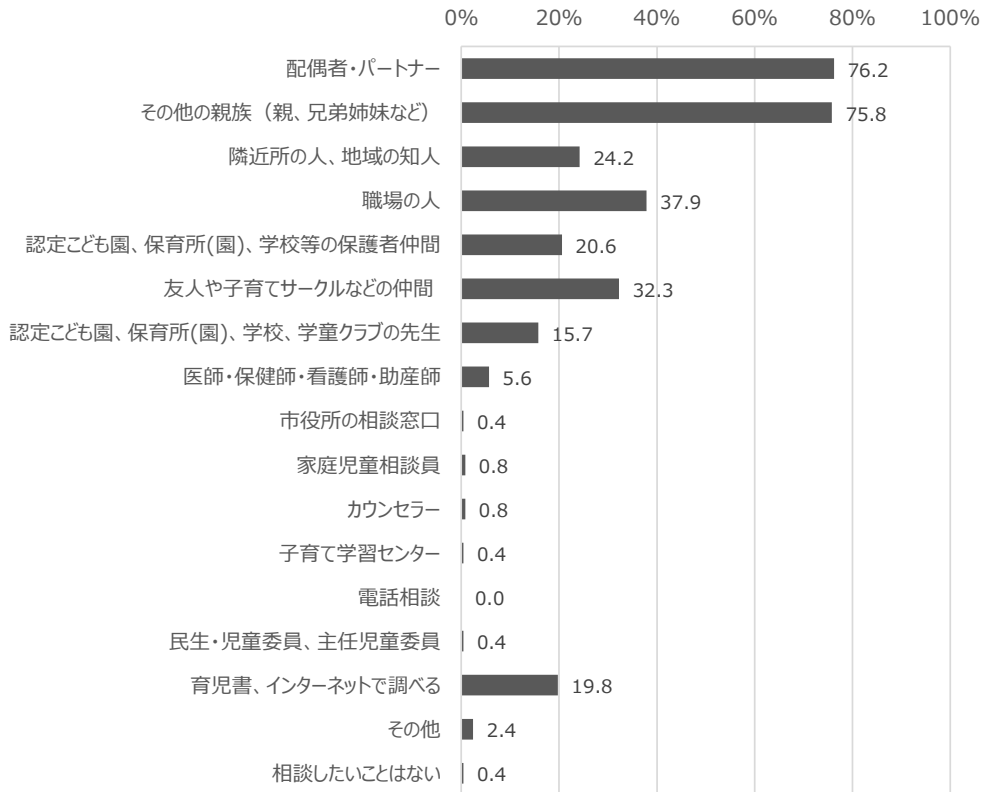
◆子育てに関する悩みや不安の相談先

【就学前児童】



n=287

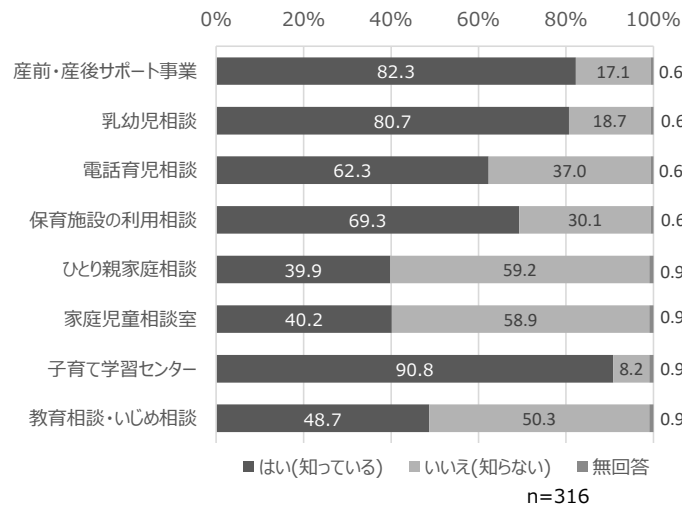
【小学生児童】



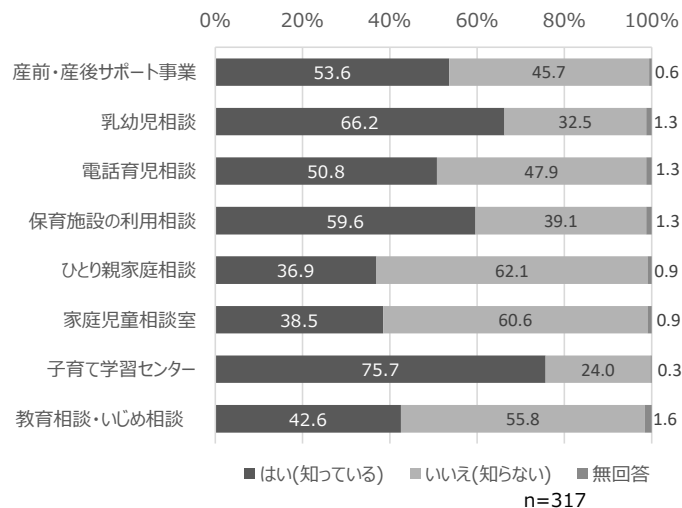
n=248

◆市・県の子育てに関する相談事業や相談窓口の認知度

【就学前児童】



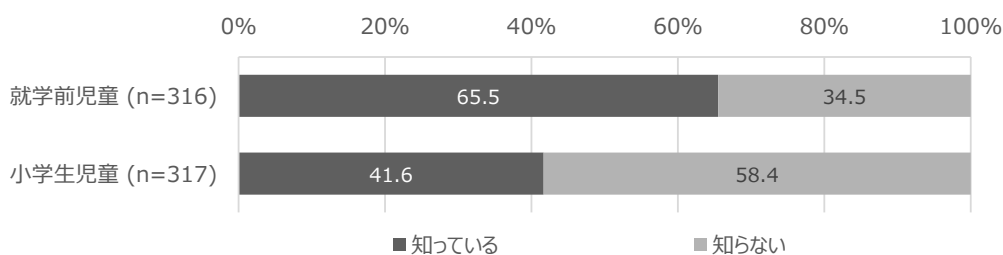
【小学生児童】



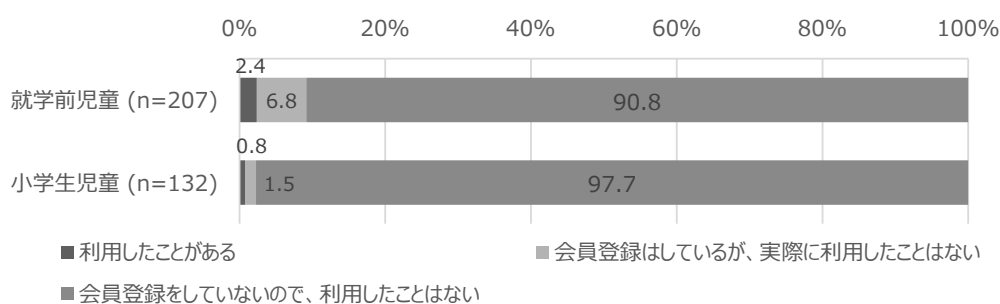
③ ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

令和4年度から始まったファミリー・サポート・センター事業については、事業自体を知らない割合は就学前児童で3割強、小学生児童で6割弱となっており、「利用したことがある」も非常に低くなっています。また、利用する際の不安や心配も「ある」が6割前後となっていることから、今後の利用意向は、就学前児童で16.8%、小学生児童で5.0%にとどまっています。

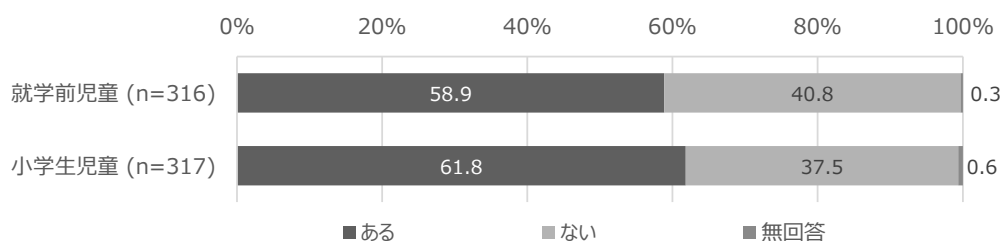
◆ファミリー・サポート・センター事業の認知度



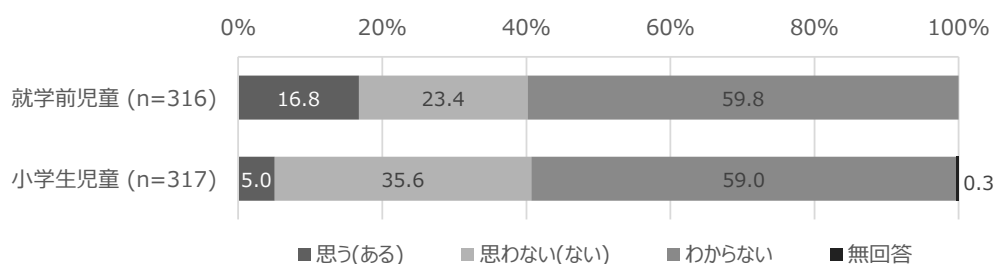
◆ファミリー・サポート・センター事業の利用状況



◆ファミリー・サポート・センター事業の利用における不安や心配の有無



◆ファミリー・サポート・センター事業の今後の利用意向

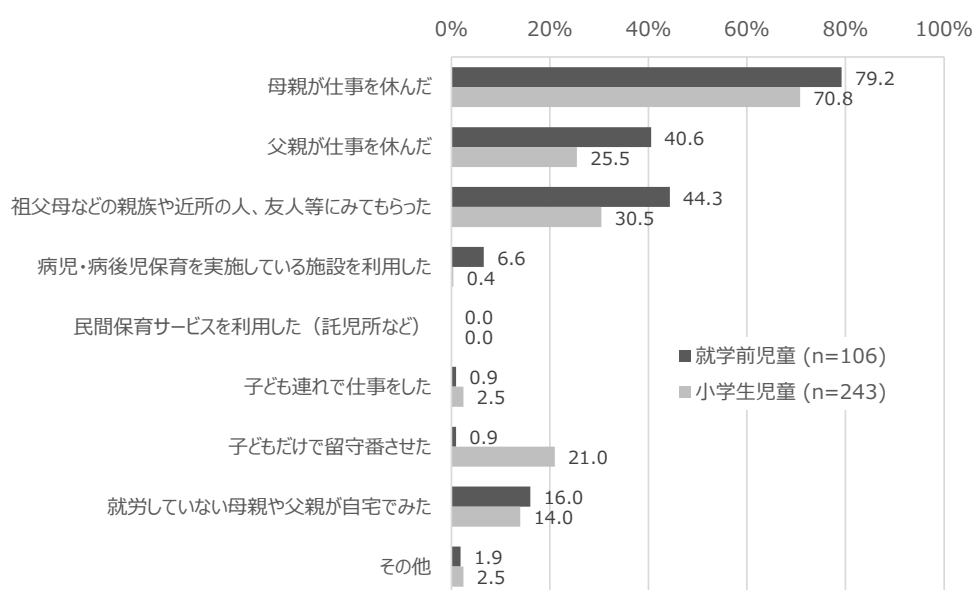


④ 子どもの病気の際の対応について

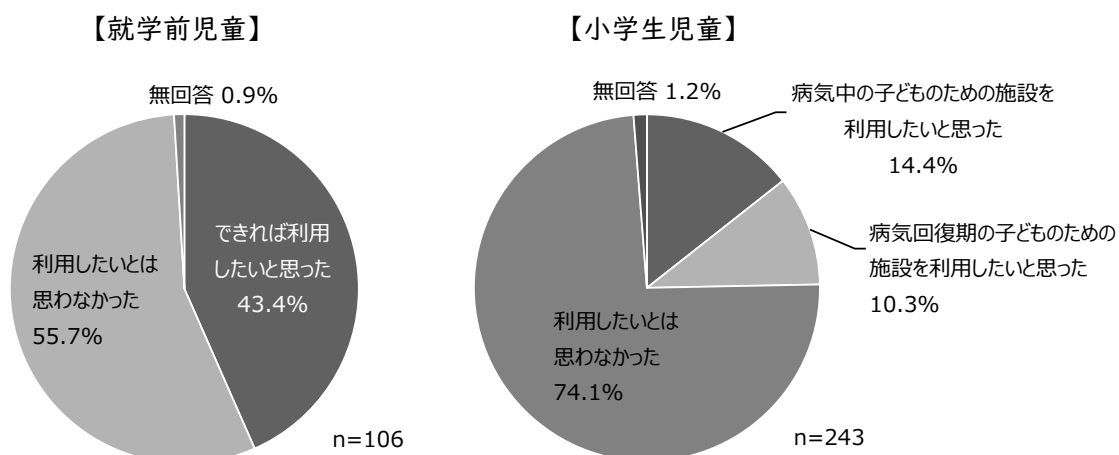
子どもが病気やケガで事業を利用できなかったり、学校を休まなければならなかった時の対処法では、就学前児童、小学生児童ともに、「母親が仕事を休んだ」が7割を超え高く、「病児・病後児保育を実施している施設を利用した」は低くなっています。

病気の際には、母親が仕事を休んで対応する人が最も多くなっている一方で、保育施設やその他施設の利用意向では、就学前児童で43.4%、小学生児童で24.7%となっています。

◆子どもが病気やケガで事業を利用できなかったり、学校を休まなければならなかった時の対処法



◆子どもが病気やケガで事業を利用できなかったり、学校を休まなければならなかった時の病児・病後児のための保育施設やその他施設の利用意向



⑤ 放課後の過ごし方

各学年とも、放課後、子どもを過ごさせたい場所は、「自宅」が多いものの、1～4年生では、「学童クラブ」のニーズが高くなっています。また、夏休み・冬休みなどの長期休暇中の利用希望は、「ほぼ毎日」が非常に高くなっています。

子どもの放課後の居場所に必要だと思うものとしては、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が6割を超え高くなっています。

◆放課後、子どもを過ごさせたい場所 上位5項目

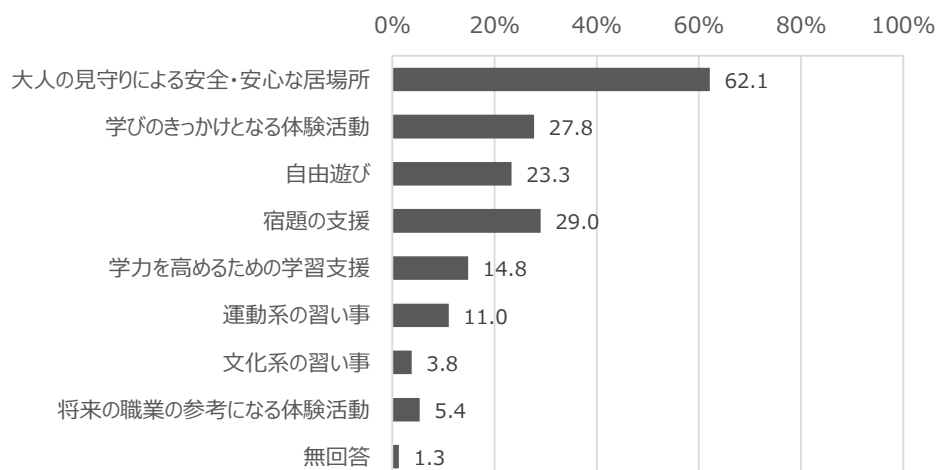
	1・2年生	3・4年生	5・6年生
1位	自宅 41.0%	自宅 56.8%	自宅 72.2%
2位	学童クラブ 34.1%	学童クラブ 24.9%	学習塾や習い事 24.0%
3位	祖父母宅や 友人・知人宅 17.4%	学校や地域での クラブやスポーツ活動 19.6%	学校や地域での クラブやスポーツ活動 20.8%
4位	学校や地域での クラブやスポーツ活動 14.2%	学習塾や習い事 18.9%	祖父母宅や 友人・知人宅 18.9%
5位	学習塾や習い事 13.6%	祖父母宅や 友人・知人宅 17.4%	学童クラブ 9.1%

◆夏休み・冬休みなどの学童クラブの利用希望

(単位：%)

学 年	ほぼ毎日	週に数日	無回答
1・2年生	93.3	3.3	3.3
3・4年生	76.9	23.1	0.0
5・6年生	44.2	55.8	0.0

◆子どもの放課後の居場所に必要だと思うもの

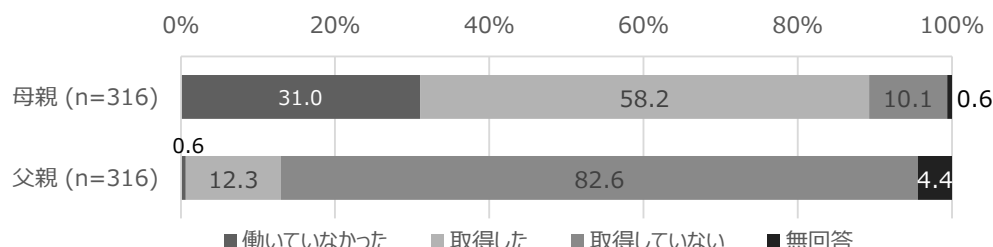


n=317

⑥ 母親・父親の就労状況

育児休業の取得状況は、母親が6割弱となっているものの、父親は1割強にとどまっています。

◆母親、父親の育児休業取得状況：就学前児童



⑦ 子育て支援

住んでいる地域の子育て環境について充実していると思うかとの問いの各項目で「そう思わない」との回答が最も多かったのは、就学前児童、小学生児童ともに「気軽に利用できる遊び場が整っている」で、5割を超えています。

関連する自由意見でも、公園の遊具を充実させてほしい、雨の日や冬場に屋内で遊べる場所、子どもが安全に遊べるスペースがほしい、子連れで遊びに行ける施設設置などの声が多数あがっています。

◆住んでいる地域の子育て環境「そう思わない」上位5項目

	1位	2位	3位	4位	5位
就学前児童	気軽に利用できる遊び場が整っている	公共施設や道路が子育てに配慮されている	同世代の子どもが近所に多い	子育てに関する情報が豊富	子ども会、子育てサロンなどの活動が盛ん
	52.5%	52.2%	44.6%	38.6%	
小学生児童	気軽に利用できる遊び場が整っている	公共施設や道路が子育てに配慮されている	同世代の子どもが近所に多い	子ども会、子育てサロンなどの活動が盛ん	子育てに関する情報が豊富
	57.1%	49.2%	42.6%	38.8%	37.5%

◆子育て支援事業について 上位5項目

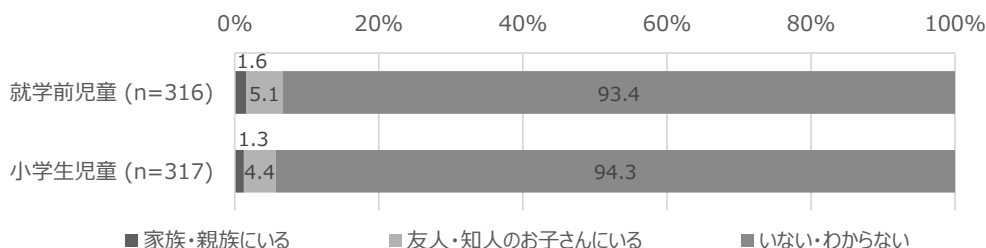
	1位	2位	3位	4位	5位
知らない事業	家庭教育に関する学級・講座	利用者支援事業	家庭児童相談室	こども教育支援センター・教育相談室	障害児相談・児童発達支援事業等
	85.4%	84.8%	72.2%	65.2%	49.4%
利用したことがない事業	家庭児童相談室	利用者支援事業	家庭教育に関する学級・講座	障害児相談・児童発達支援事業等	こども教育支援センター・教育相談室
	97.5%	96.8%	95.9%	92.4%	89.9%
今後利用したい事業	地域の子ども会	市の広報やあさごし子育てガイドブック	子育て学習センター	保育園や認定こども園の園庭等の開放	保健センターの情報・相談サービス
	60.1%	59.8%	56.6%	53.5%	50.6%

⑧ その他(ヤングケアラー)

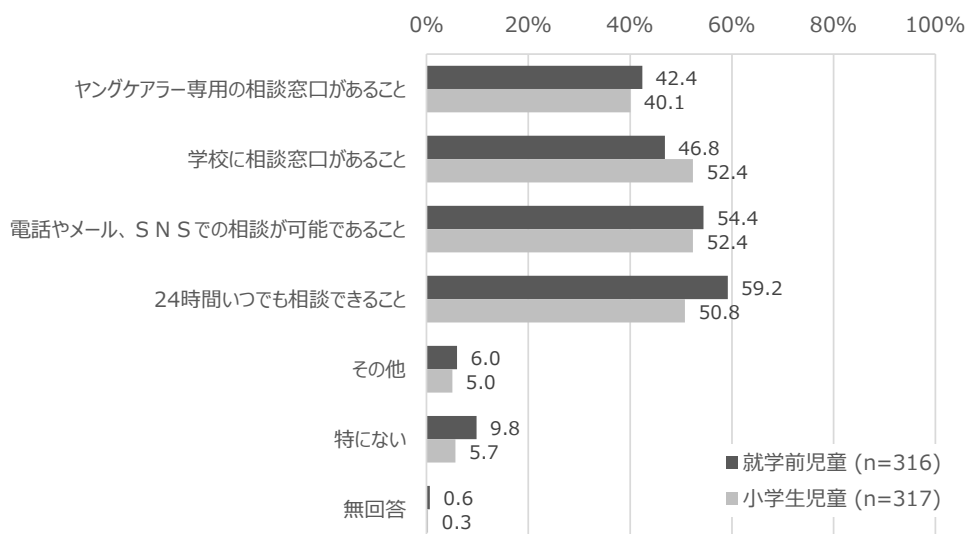
ヤングケアラーと思われる子どもの存在については、「家族・親族にいる」、「友人・知人のお子さんにいる」を合わせると、就学前児童では 6.7%、小学生児童では 5.7%となっています。

ヤングケアラーをいち早く発見できる仕組みと、相談体制について県と連携を深めるとともに、自分自身がヤングケアラーであるという自覚がないことが特徴の一つとなっていることから、日常生活における子どもの様子に周囲が気づいてあげることも重要と考えられます。

◆ヤングケアラーと思われる子どもの存在



◆ヤングケアラーに関して相談しやすい環境づくりとして必要なこと



4 子ども・子育てに関する主な課題

(1) 子育て支援事業の周知と改善

本市では、全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで必要に応じさまざまな支援を実施していますが、保護者からは力を入れていくべき子育て支援として、経済的な支援や子育てについての不安、心理的負担感の軽減、子どもが放課後や休日に安全に過ごせることができる居場所づくり(学童クラブや公共施設、公園の整備等)などが望まれています。

市で実施している子育て支援のさまざまな事業を改めて周知していくとともに、保護者のニーズに寄り添った事業となるよう事業内容の見直しが必要です。

(2) 地域の子育て支援意識の向上

近所の人との付き合いが「挨拶する程度」、「ほとんどない」とする割合は、就学前児童保護者で高くなっています。

各地域では、地域自治協議会が中心となってさまざまな地域活動を行っていることから、各地域自治協議会の活動を支援していくとともに、日頃から地域住民が常に子どもを温かい目で見守る意識と行動を心掛け、地域全体で子育て世代を支えることが必要です。

(3) 相談事業の周知と利用促進

本市をはじめ、県が実施している相談事業や相談窓口ではさまざまな子育てに関する相談を実施していますが、認知度、利用度は十分ではありません。

子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな問題に関する相談窓口があることから、あらゆる機会を通して相談事業、相談窓口を周知するとともに、各種相談の解決に向け、相談窓口の対応スキルを向上させることが必要です。

(4) 就労支援と子育てしやすい職場環境の促進

本市では、子育て期の女性の就業率は、8割前後と高くなっています。また、女性の育児休業取得率は、着実に定着が図られている一方で、男性は増加を続けていますが、女性に比べると依然として低い割合となっています。

父親の子育てへの積極的な参加は不可欠です。保護者の仕事と子育ての両立ができるよう支援していくとともに、事業者に向けた育児休業制度の導入整備、取得しやすい職場環境(上司の配慮、同僚の協力)を促進していくことが必要です。

また、子どもの成長のタイミングに合わせて、就業や再就職を希望する母親に対する支援も必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

子どもは、未来の「社会」を担う要であり、次代の主役である子どもが健やかに成長するために、子どもの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められています。

家庭で愛情を持って子育てをすることを基本に、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応して、子どもの育ちと子育て環境を地域全体で支援していく必要があります。そのためには、地域や学校、事業者、団体、行政などが、互いに連携し、支えあうことが重要です。

世代等を超えて、市民一人一人が地域とつながり、地域で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることで、すべての子どもの笑顔をみんなで喜び合える朝来市を目指し、本計画の基本理念を次のとおり定めます。



基本理念

子どもの笑顔を地域で支える
子育ち・子育て応援のまち

2 基本視点

本計画では、次の4つの基本視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

基本視点 1 健やかな子どもの成長を第一に考えます

朝来市のすべての子どもは、次代を担う人材であると同時に、現代社会を大人とともに構成する一員でもあります。

子どもは、個人として尊重され、多くの人とふれあう中で、人との多様な関わり方を学び、お互いに認めあい、のびのびと遊び、自ら考え学びながら、自己肯定感※や他者への思いやりなどを培っていきます。また、大人は、子どもの成長を見守りながら、必要な時に適切に手を差し伸べ、子どもが主体的に行動できる場をつくり出すことが大切です。

こうした考えのもと、ゆとりを持って子どもと関われるよう、子育て中の父母の働き方や父母としての担う役割、子育て家庭を見守る地域のあり方などを見直し、まちの宝である子どもが健やかに育つ環境づくりを地域全体で推進します。

また、予測困難な未来が待つこれからの社会を乗り越える心の豊かさと強さ、時代を切り開くたくましさを兼ね備えた健やかな子ども自身の育ちを第一に考えます。

基本視点 2 子どもと子育て家庭を地域全体で支えます

子育ては、保護者に第一義的責任があります。しかし、子育ては次代の担い手を育成していく営みであり、国や行政はもとより、事業者、団体や個人に至るまであらゆる分野における構成員が、それぞれの立場から、子育て支援の重要性を認識し、理解を深め、地域全体で協力して取り組んでいくことが重要です。

また、保護者が子育てをしていく中での、精神的、経済的なさまざまな負担や不安を軽減し、喜びや楽しさを実感しながらいきいきと子育てできることが望まれます。

このため、各種施策・事業の実施にあたっては、子育ての精神的、経済的な負担・不安等を軽減するという視点を重視し、地域全体ですべての子どもと子育て家庭を支えていきます。

基本視点 3 ネットワークを強化して子育て支援に取り組みます

地域においては、子育てに関する活動を行う社会福祉協議会、PTA、地域自治協議会、子育てサークルなどの地域活動団体のほか、民生委員・児童委員などが活動しています。

地域にあるさまざまな主体がパートナーシップを持って、子どものための時間・空間・仲間をつくり出していくことが求められ、そのためには子育て意識の醸成や活動を支援する取組みも重要です。

こうした子どもの育成活動を通じて、地域における子育て力を高め、子どもをみんなで見守り、安全・安心な環境づくりのため、ネットワークの再構築、強化を図ります。

基本視点 4 地域の特性に配慮した子育て支援を推進します

本市は南北約 32km・東西約 24km の範囲に広がり、その広大な市域には豊かな自然があります。子どものときから地域の自然に親しむ経験をすることで、環境に関心を持ち理解を深め、命あるものとふれあう中での活動を通して、自然や生命を大切にする心を育みます。

本市を構成するそれぞれの地域はこれまで培ってきた長い歴史を持ち、伝統文化や産業構造、保健福祉・教育に関わる社会資源など、子どもと子育てを取り巻く環境には地域ごとに特色があります。伝統文化や芸能の体験など、地域の行事に地域の一員として参加することで、ふるさと朝来に愛着を持つことが期待されます。

また、子育て支援施策の推進にあたっては、可能な限り各地域の特性を考慮しながら、必要な施策をバランスよく展開し、好きなまち朝来で安心して子育てできる環境づくりを進めます。

3 基本目標

基本目標 1 子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり

地域において、子どもや子育て支援に対する理解を深めるとともに、子育て力を高め、子どもがのびのび育つ環境づくりを進めます。

また、障害(発達障害※含む)・虐待・養育が困難な家庭や貧困・ヤングケアラー等配慮を必要とする子どもや子育て家庭について、行政、関係団体、地域住民等の連携を強化し、地域全体で支援します。

基本目標 2 親と子の心身の健康を支える環境づくり

妊娠期から子育て期における心の不安を解消するとともに、身体の健康を維持し、安心していきいきと子育てができ、子どもに愛情が注げるよう、母子保健事業をはじめ、子育て家庭、次代を担う子どもを対象とした保健事業の充実に努めます。

基本目標 3 子どもの生きる力※と豊かな心※の育成

次代を担う子どもが、その成長とともに豊かな人間性を形成し、健やかな身体と確かな学力・生きる力を育ていけるよう、乳幼児期から学童期、思春期に至るまでの長期的な視点で教育・保育内容を充実させるとともに、心の健康と豊かな人間性を養うための事業に取り組みます。

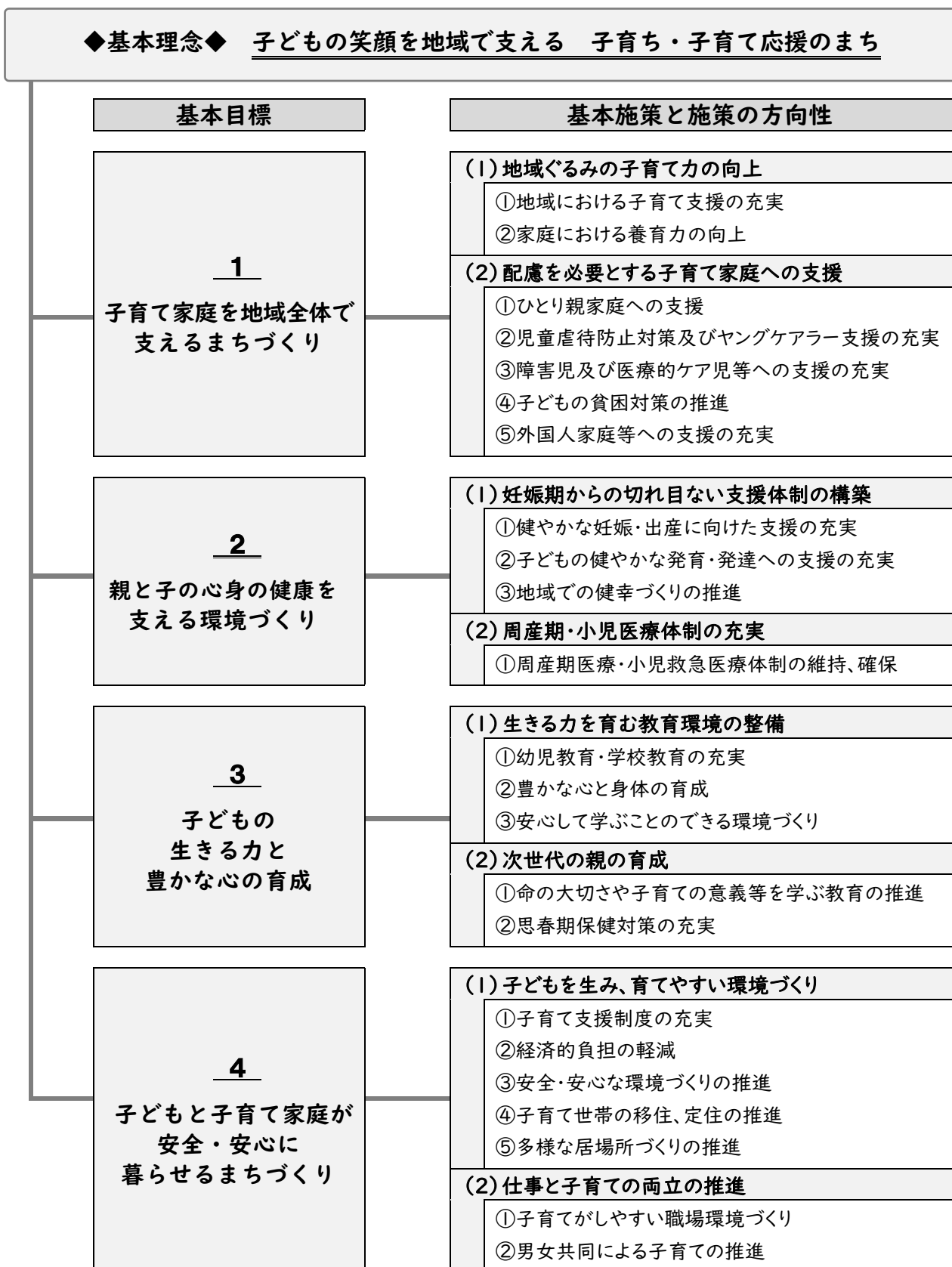
基本目標 4 子どもと子育て家庭が安全・安心に暮らせるまちづくり

子育て家庭の保護者の就労状況や諸事情によるさまざまなニーズに対応したきめ細かな教育・保育サービス等を提供するとともに、子育て家庭に寄り添った支援をすることで、子育て家庭のさまざまな負担を軽減します。

また、子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう生活環境の整備・改善や子どもの居場所づくりへの支援に努めます。

4 施策の体系

以下のとおり、基本理念に基づき、4つの基本目標、8つの基本施策、23の施策の方向性に沿って各種事業を展開します。



第4章 施策の展開

1 基本目標1 子育て家庭を地域全体で支えるまちづくり

(1) 地域ぐるみの子育て力の向上

① 地域における子育て支援の充実

当事者である子どもや子育て家庭の意見やニーズを踏まえ、市民や地域活動団体等との連携を強化し、地域の子育て支援の充実を図ります。

また、地域が実施する子育て援助活動等や子育てサークル、活動団体への情報や活動の場の提供等に努め、活動を支援していきます。

さらに、市こども家庭センター※を中心に、子育てに関するさまざまな悩みや不安に対して専門性を生かした相談体制の充実を図るほか、子育てに関する情報提供に努めます。

主な取組み	主な事業・活動
○子育て支援に向けた意識啓発 ○地域における子育て支援活動、地域ネットワークの構築の推進 ○子育て支援ボランティアの育成・支援 ○子育てや家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実 ○子育て学習グループ等の育成・支援 ○子育て家庭の育児不安等の相談、支援の充実	・地域子育て支援拠点事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・地域自治協議会活動支援 ・地域と学校の連携・協働体制推進事業 ・子育てサポーター事業 ・こども家庭センター運営事業 ・子育て学習センター運営管理事業 ・ペアレント・トレーニング※教室の実施 など

② 家庭における養育力の向上

子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するため、認定こども園、保育園、学校、PTA等と連携し、親子交流や家庭教育に関する学習機会を充実させるとともに、男性の育児参加や仲間づくり等を支援します。

また、地域の伝統行事や地域交流活動については、家庭間や世代間交流を推進し、家庭教育に関する情報交換や育児相談等が図れる環境づくりを支援します。

主な取組み	主な事業・活動
○子育てや家庭教育に関する学習機会、相談体制の充実 ○地域活動を通じた家庭教育の充実	・子育て広場、園庭開放の実施 ・両親学級の実施 ・地域の世代間交流活動支援 など

(2) 配慮を必要とする子育て家庭への支援

① ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的な自立を支援するため、相談体制の充実に努めるほか、母子・父子自立支援員による支援、就労支援やスキルアップのための資格取得等についてきめ細やかな支援や仲間づくりを推進します。

主な取組み	主な事業・活動
○親に対する就労支援 ○子ども及び親に対する経済的支援 ○子ども・親に対する生活に関する相談体制の充実	・母子父子自立支援プログラム策定事業 ・女性活躍推進事業 (朝来クリエイタースクール※、お仕事大相談会) ・児童扶養手当給付事業 ・母子家庭等医療費助成事業 ・ひとり親家庭相談の実施 など

② 児童虐待防止対策及びヤングケアラー支援の充実

要保護児童※対策地域協議会の運営を通じて、庁内関係部課、福祉や教育、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、要保護児童等の早期発見から発見後のフォローまで総合的な対応に努めます。

また、市こども家庭センターを中心に、各関係機関との連携を強化し、虐待、ヤングケアラー等、子どもに関するさまざまな悩みや不安などの相談対応に努めることで、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

主な取組み	主な事業・活動
○要保護児童対策地域協議会の推進 ○児童虐待相談体制の充実	・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・こども家庭センター運営事業[再掲] ・児童虐待防止対策支援事業 など

③ 障害児及び医療的ケア児等への支援の充実

母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー※事業等を通じて、障害や医療的ケアの必要な子どもに関する相談・支援活動を推進します。

また、放課後等において、生活能力の向上のための訓練、社会コミュニティの交流機会の提供等を実施し、障害のある子どもの健全な育成を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

主な取組み	主な事業・活動
○障害の早期発見・早期支援 ○障害福祉サービスや支援体制の充実 ○障害のある子どもに関する相談支援 ○就学指導、特別支援教育の推進	・<u>こども教育支援センター※</u>の運営 ・こども健康相談の実施 ・5歳児発達相談の実施 ・障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス等) ・補装具、日常生活用具の給付 ・障害児福祉サービス等負担額助成事業 ・障害児福祉手当給付事業 ・<u>障害者基幹相談支援センター※</u>の運営

	・あさごサポートファイル※の作成支援 ・学びのサポーター※配置事業	など
--	--------------------------------------	----

④ 子どもの貧困対策の推進

関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実や周知、経済的な支援や生活環境の改善等の支援を行うとともに、こども食堂※等、貧困の状況にある子どもに対する地域との交流の場や活動を支援します。

また、保育料の免除を行うとともに、経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費等を援助します。

主な取組み	主な事業・活動
○子どもの教育に関する支援 ○子ども及び親に対する生活に関する相談体制の充実 ○子ども及び親に対する経済的支援及び就労支援	・生活困窮者自立相談支援事業 ・就学援助制度 など

⑤ 外国人家庭等への支援の充実

言語支援や文化理解を深めるプログラムを提供し、子どもが学校や地域でスムーズに生活できるようサポートします。また、生活に必要な情報を多言語で提供し、外国人家庭等も共に地域住民として暮らせる環境整備を推進します。

主な取組み	主な事業・活動
○多文化共生社会に対応した教育の推進 ○外国人家庭への生活支援	・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業 ・あさご日本語教室の実施 など

2 基本目標2 親と子の心身の健康を支える環境づくり

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築

① 健やかな妊娠・出産に向けた支援の充実

健やかに妊娠期を過ごし、安全・安心な妊娠、出産を迎えられるよう、妊産婦の健康の保持、増進のための支援制度を充実させるとともに、市こども家庭センターを中心として、妊産婦の一人一人のニーズを把握し、妊娠から出産に至る不安の軽減に努め、必要な支援やサービスにつなげます。

また、SNS やアプリ等も活用しながら、妊娠、出産、子育てに関する情報提供を行い、子育て家庭が孤立することなく、地域の中で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

主な取組み	主な事業・活動
○母子保健施策の充実 ○妊娠・出産に関する相談支援体制の充実、情報提供 ○不妊に悩む方への支援の充実	・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査・産婦健康診査 ・妊産婦・新生児訪問指導 ・こども家庭センター運営事業[再掲] ・産後ケア事業 ・産前・産後サポート事業 ・不妊・不育症治療費助成事業 など

② 子どもの健やかな発育・発達への支援の充実

子どもの発育や発達、健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見、早期対応を図るとともに、専門職による相談体制の充実に努めます。

また、子どもの健康や子育てに関する学習機会や情報提供を行い、子どもの健やかな発育・発達への支援の充実に努めます。

主な取組み	主な事業・活動
○乳幼児・学齢期の健診、歯科保健事業等の実施 ○乳幼児の健康づくりに関する相談、学習機会の充実、情報提供 ○子どもの事故防止対策 ○子どもの感染症予防の推進	・乳幼児健康診査 ・就学時健康診断 ・各種相談・子育て教室等の実施 ・小児科・産婦人科オンライン相談 ・子育て支援アプリ(母子モ)※の提供 ・事故防止に関する普及啓発 ・乳幼児・児童の定期予防接種の実施 など

③ 地域での健幸づくりの推進

健康な子どもの育成に向け、健幸づくり条例や健康増進計画・食育推進計画等に基づき、認定こども園、保育園、学校と家庭、地域、職場等の関係機関の連携を強化し、地域が一体となった健幸づくりの取組みを推進します。

また、乳幼児期から正しい食習慣を身につけていくため、関係機関と連携し、食育指導や情報提供等を行い、食に関わる知識の普及に努め、食への理解を深めます。

主な取組み	主な事業・活動
○子どもの健やかな成長への支援 ○生活習慣の改善への取組み ○食育の推進	・スポーツ推進委員会事業(親子ふれあい運動遊び教室) ・園や学校における保健指導 ・離乳食教室の実施 ・認定こども園・保育園や学校における食育活動 など

(2) 周産期・小児医療体制の充実

① 周産期医療・小児救急医療体制の維持、確保

妊産婦や子どもが安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関と連携し、周産期や小児科の医療体制の維持、充実に努めます。

また、夜間や休日など緊急時に対応できる医療機関や、相談できる窓口等についての情報提供に努めます。

主な取組み	主な事業・活動
○小児医療の充実 ○周産期医療の充実 ○医療相談体制の充実、情報提供	・子どもの医療費助成 ・産後ケア事業[再掲] ・周産期医療センターとの連携、運営支援 ・あさご健康医療電話相談ダイヤル 24 の実施 など

3 基本目標3 子どもの生きる力と豊かな心の育成

(1) 生きる力を育む教育環境の整備

① 幼児教育・学校教育の充実

子どもが社会の一員として自立するための資質や能力の基礎となる知識や技能、活用する力を伸ばすとともに、国際性を育み、情報化に対応するために、外国語指導助手（ALT）の活用や ICT[※]環境の整備を推進します。

主な取組み	主な事業・活動
○幼児教育の充実 ○確かな学力の向上 ○子どもの学習意欲を高める取組みの推進 ○情報教育の推進 ○国際理解教育の推進 ○キャリア教育[※]の充実 ○教職員等の資質向上と研修体制の確立	・授業づくりのユニバーサルデザイン[※]化の推進 ・ICT 支援員設置事業 ・GIGA スクール[※]の推進 ・英語指導助手設置事業 ・国際交流協会事業 ・キャリア教育の推進 ・保育士等キャリアアップ研修[※]の実施 など

② 豊かな心と身体の育成

一人一人の表現を認め合い、個性を尊重し合う意識の醸成を図るため、芸術文化活動を通じた情操教育や読書活動の推進を図るほか、地域との連携による地域文化や芸術文化を通じた体験交流活動を取り入れた教育を推進します。

子どもの健やかな心と身体を育むため、早寝・早起き・朝ごはん運動などの基本的な生活習慣の確立や、認定こども園、保育園、学校等においても身体を動かすための「時間・空間・仲間」等の工夫を図り、子どもの体力向上と運動習慣の確立に向けた取組みを進めます。

主な取組み	主な事業・活動
○人権教育・男女共同参画教育の推進 ○道徳教育の充実 ○地域文化の継承と交流学習の推進 ○芸術文化を通じた情操教育の推進 ○環境教育の推進 ○子どもの読書活動の推進 ○健康・体力づくりの推進	・男女共同参画プランの推進 ・特色ある学校づくり事業(あさごドリームアップ事業) ・地域と学校の連携・協働体制推進事業[再掲] ・わくわくオーケストラ教室事業 ・学校・地域と連携した芸術文化の架け橋事業 ・環境体験事業 ・木育の推進 ・ブックスタート[※]事業 など

③ 安心して学ぶことのできる環境づくり

オープンスクール(学校公開)の活用などに努め、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるとともに、学校とPTA、学校支援ボランティア、地域自治協議会や市民活動団体等、地域住民などとの連携を強化します。

また、さまざまな悩みを持つ子どもとその家族が相談しやすい環境づくりを進め、学校でのスクールカウンセラーとの連携を強化するとともに、身近な地域での相談や指導活動等を推進します。

主な取組み	主な事業・活動
○地域に開かれた信頼される学校づくりの推進 ○いじめ・不登校の支援の充実 ○支援が必要な子どもに対する体制の充実 ○安全・安心で地域の恵みを感じる学校給食の充実	・学校運営協議会※(コミュニティ・スクール)の活性化 ・スクールカウンセラーとの連携強化 ・すまいるルーム※運営事業 ・通級指導教室※の設置 ・有機農業産地づくり推進事業 など

(2) 次世代の親の育成

① 命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進

将来の親となる世代が、命の尊さ、子どもや家庭の大切さを知るため、他者を思いやる心を育む授業や体験活動を実施します。

また、子育ての意義等について学ぶことで、将来の親としての自覚や責任感を育て、子どもが自分自身や周囲の人々を大切に、思いやりのある社会を築く力を育む教育を推進します。

主な取組み	主な事業・活動
○生命の大切さと育児の重要性を理解するための教育の推進 ○いじめ、自殺対策の推進	・赤ちゃん先生※の活用 ・いじめ未然防止教育の実施 など

② 思春期保健対策の充実

全ての子どもが健やかに育つよう、食事や運動、睡眠等の基本的な生活習慣や、生活習慣病の予防などについての適切な保健指導に努めるほか、関係機関と連携して喫煙・飲酒・薬物についての有害性を訴えていきます。

また、いじめ、不登校、LGBTQ+※など、子どもの心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーを活用し、子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応するとともに、関係機関と連携を図りながら相談窓口体制の充実と情報提供に努めます。

主な取組み	主な事業・活動
○保健指導の充実 ○心の悩みに対する相談支援体制の充実	・生活習慣等保健指導事業 ・生涯学習推進員設置事業(青少年健全育成パトロール) ・スクールソーシャルワーカー※設置事業 ・思春期保健事業 ・こころのケア相談事業 ・各種相談窓口の周知啓発 など

4 基本目標4 子どもと子育て家庭が安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 子どもを生み、育てやすい環境づくり

① 子育て支援制度の充実

市民の多様な子育てや保育のニーズに対応した支援制度の充実に努めるほか、各種支援事業の実施にあたっては、さまざまな媒体を利用したわかりやすい周知、啓発に努めます。

また、保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を認定こども園、保育園で適切に保育するため、入所希望状況等に応じた受け入れに努めます。

さらに、きめ細やかな子育て支援や保育を行うため、保育士等と保護者の日常的なコミュニケーション等を通じて、保育ニーズの把握に努めるとともに、研修等により保育士等の資質・指導力の向上を図ります。

主な取組み	主な事業・活動
○子育て支援、保育事業の充実 ○保育内容の充実と開かれた施設づくり ○利用手続きの改善とサービスの周知	・保育の実施 ・学童クラブ(放課後児童クラブ)事業 ・保育所等一時預かり事業 など

② 経済的負担の軽減

子育て家庭が安心して子どもを育てられる環境づくりのため、市民ニーズや社会情勢を常に把握し、効果的な経済的支援について検討するとともに、国や県等の関係機関との連携に努めます。

主な取組み	主な事業・活動
○子育て費用負担軽減の推進	・同時入園第2子以降保育料の無償化 ・在宅保育支援事業 ・乳幼児医療費助成事業 ・こども医療費助成事業 など

③ 安全・安心な環境づくりの推進

子どもが健やかに成長するため、地域の防災、交通安全対策や犯罪防止活動の強化、認定こども園、保育園、学校や公園の安全管理を徹底するとともに、快適な住環境の整備を進めます。

また、関係機関とも連携し、子どもや子育て家庭が利用しやすい施設や関連設備等となるよう留意し、子育て関連設備等の情報提供に努めます。

主な取組み	主な事業・活動
○交通安全対策の推進 ○子どもを見守る防犯活動の推進 ○学校等における防災等の安全教育、安全確保対策の充実 ○ゆとりと潤いのある住環境の整備 ○住宅取得の支援	・交通安全啓発事業 ・児童生徒への交通安全指導 ・安全パトロールの実施 ・児童生徒への防災教室、講座の開催 ・マイ避難カード[※]の普及促進事業 ・市営住宅整備事業

○福祉のまちづくりの推進 ○公園・緑地の適正な維持管理	・あさご暮らし住宅取得等応援事業 ・庁舎のバリアフリー※、ユニバーサルデザイン化 など
--------------------------------	--

④ 子育て世帯の移住、定住の推進

子育て世代の移住に向けた、住まいや仕事等の移住関連情報を提供し、地域とも協力しながら移住、定住の促進に努めます。

主な取組み	主な事業・活動
○就労支援の実施 ○移住・定住支援	・雇用推進事業(朝来市就活サポートブック発行事業、 合同企業説明会) ・定住促進事業 など

⑤ 多様な居場所づくりの推進

子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、地域で暮らす各世代の人々が交流し、憩いの場ともなる地域との交流の場や遊び場の確保に努めるとともに、子どもがふるさとへの誇りや地域社会の中で互いに理解しあう心を育めるよう、自然体験や職業体験など地域環境を生かした体験学習活動を推進します。

また、放課後対策についても学校等における安全で安心な学童クラブ(放課後児童クラブ)事業の運営に努めるとともに、地域とともに遊びの場や学びの場及び生活の場の創出に向けた取組みを検討します。

主な取組み	主な事業・活動
○子どもの居場所づくりの推進 ○地域における多様な体験・交流活動の充実	・子どもの居場所の開設等の地域活動支援 ・学童クラブ(放課後児童クラブ)事業[再掲] ・地域と学校の連携・協働体制推進事業[再掲] ・地域自治協議会活動支援[再掲] など

(2) 仕事と子育ての両立の推進

① 子育てがしやすい職場環境づくり

事業主等に対して、育児休業制度等の子育てと仕事の両立に関わる制度についての広報・啓発活動を推進するとともに、有給休暇の取得の推進など、職場環境の改善に向けた取組みの協力と理解促進に努めます。

また、就業や再就職を希望する子育て中の女性等を対象に、就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する講座の開催を関係機関とともに進めます。

主な取組み	主な事業・活動
○子育て環境改善に向けた取組みの推進 ○就業・再就職の支援	・働き方改革の推進 ・就業相談 ・女性活躍推進事業 (朝来クリエイターズスクール、お仕事大相談会)[再掲] など

② 男女共同による子育ての推進

男女共同参画プランに基づき、家事や子育てなど家庭生活における責任が父母ともに果たせるよう、家事や育児を学習・体験できる講座等を開催します。

また、認定こども園、保育園、小学校等において、父親と子どもが一緒に参加する行事・活動を充実し、父親の子育てへの関わりを啓発していきます。

主な取り組み	主な事業・活動
○女性活躍に向けたセミナーの開催 ○男性の家事・育児への参加促進	・女性のための働き方セミナーの実施 ・男女共同参画映画会の開催 ・父子健康手帳の交付 ・両親学級の実施[再掲] など

第5章 教育・保育の内容と提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたっては、「教育・保育提供区域」を定めることが規定されています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があり、本市では各事業の実施状況も踏まえ、次のように教育・保育提供区域を設定します。

(1) 教育・保育

本市における現状として、認定こども園や保育園は居住地等による区域の設定は行わずに受け入れを行っています。

このため、教育・保育提供区域についても、これまでどおり市内全域を1つの区域として設定します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、全市域を1つの区域とします。

ただし、事業の実施にあたっては、地域的な偏在が発生しないよう、子どもの人数や利用者の利便性に十分に配慮することとします。

2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 基本的な考え方

教育・保育事業は、就学前児童を対象に提供される事業です。子ども・子育て支援法のもとでは、子どもの年齢と保護者の就労状況等からみる保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

以下の認定区分に応じて、利用できる施設や利用できる時間が決まります。

1号認定・2号認定・3号認定の区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	認定こども園(教育)
2号認定 (保育短時間) (保育標準時間)		あり	満3歳以上で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育園 認定こども園(保育)
3号認定 (保育短時間) (保育標準時間)	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育園 認定こども園(保育)

保育の必要性について

事由	保護者の状況
就労	就労時間が、週 30 時間以上かつ月 120 時間以上の就労
	就労時間が、月 48 時間以上 120 時間以下の就労
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは、出産前後である(産前産後8週の属する日の月初開始～月末終了)
疾病・障害等	保護者が、疾病・負傷・心身に障害がある
介護・看護	保護者が親族の介護、看護をしている
災害復旧	保護者が震災、風水害、その他の災害の復旧に当たっている
求職活動中	保護者が求職活動中である(認定期間は90日程度)
就学中	保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している
育児休業	下の子の出産による産前産後の事由から、育休に入り、育休復帰までの間に上の子を継続利用する場合
農業	保護者が農業に従事している
社会的養護	家庭内において虐待や DV のおそれがあり、社会的養護の観点から入園を要する
その他	市が認める場合

(2) 年度ごとの量の見込みと確保の内容

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間(令和2年度～令和6年度)の利用実績、就学前児童(0～5歳)の今後の見通しを勘案し、令和7年度～令和11年度における確保の内容を設定します。

① 令和7(2025)年度

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み			86	—	408	17	178
			86				
確保の内容	保育施設・ 教育施設	認定こども園	86	403	14	161	
		保育園	—	12	3	25	
	保地域事業型	小規模保育事業	—	—	0	0	
		家庭的保育事業	—	—	0	0	
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	
		事業所内保育事業	—	—	0	0	
	その他	企業主導型保育事業	0	0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0	0	
	他市町の教育・保育施設		0	3	0	4	
確保の内容の合計			86	418	17	190	

② 令和8(2026)年度

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み			80	—	378	16	173
			80				
確保の内容	保育施設	認定こども園	80	374	14	156	
		保育園	—	11	3	24	
	保地域事業	小規模保育事業	—	—	0	0	
		家庭的保育事業	—	—	0	0	
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	
		事業所内保育事業	—	—	0	0	
	その他	企業主導型保育事業	0	0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0	0	
	他市町の教育・保育施設		0	3	0	4	
確保の内容の合計			80	388	17	184	

③ 令和9(2027)年度

(単位:人)

（単位：人）

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み			69	—	327	16	175
			69				
確保の内容	保育施設・ 教育施設	認定こども園	69	322	13	158	
		保育園	—	10	3	25	
	保育地域事業型	小規模保育事業	—	—	0	0	
		家庭的保育事業	—	—	0	0	
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	
		事業所内保育事業	—	—	0	0	
	その他	企業主導型保育事業	0	0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0	0	
	他市町の教育・保育施設		0	2	0	4	
確保の内容の合計			69	334	16	187	

④ 令和10(2028)年度

(単位:人)

（単位：人）

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み			64	—	303	15	170
			64				
確保の内容	保育施設・ 教育施設	認定こども園	64	299	13	154	
		保育園	—	9	3	24	
	保育地域事業	小規模保育事業	—	—	0	0	
		家庭的保育事業	—	—	0	0	
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	
		事業所内保育事業	—	—	0	0	
	その他	企業主導型保育事業	0	0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0	0	
	他市町の教育・保育施設		0	2	0	4	
確保の内容の合計			64	310	16	182	

⑤ 令和 11 (2029) 年度

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み			62	—	294	15	164
			62				
確保の内容	保育施設・ 教育施設	認定こども園	62		291	12	148
		保育園	—		9	2	23
	保地域事業型	小規模保育事業	—		—	0	0
		家庭的保育事業	—		—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—		—	0	0
		事業所内保育事業	—		—	0	0
	その他	企業主導型保育事業	0		0	0	0
		認可外保育施設	0		0	0	0
	他市町の教育・保育施設		0		2	0	4
確保の内容の合計			62		302	14	175

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

事業の概要

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業です（対象業務を保育に関する業務などに限定して実施することも含まれます）。

① 基本的な考え方

地域子育て拠点施設となっている民間の認定こども園のうち2か所と、市こども家庭センター1か所の合計3か所で引き続き実施します。

② 量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（か所）	3	3	3	3	3
確保の内容（か所）	3	3	3	3	3

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、近年の実績に基づき、今後の児童数の推計値を勘案し算出しています。

民間の認定こども園（4か所）と、子育て学習センター（生野・和田山・山東・朝来）で引き続き実施します。

また、拠点事業に類似した事業として、すべての公立の認定こども園において、子育て広場を開催していきます。

② 量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人日/年）	11,980	11,358	10,466	9,911	9,614
確保の内容（か所）	8	8	8	8	8

(3) 妊婦健康診査

事業の概要

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。朝来市では、妊婦健康診査にかかる費用（保険適用外）を全額助成しています。

① 基本的な考え方

受診人数は、出産見込み(出生数)の妊婦が全員健康診査を受診するものとして算出しています。また、健診回数については、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年厚生労働省告示第226号）において示されている14回を平均受診回数として算出しました。

引き続き供給体制の確保に努めます。

② 量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
受診人数（人）	125	121	118	113	109
健診回数（回/年）	1,750	1,694	1,652	1,582	1,526
確保の内容	実施場所：医療機関 検査項目：病院指定 実施期間：年間				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

- 生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、地域の民生委員・児童委員等が訪問し、育児に関する不安や悩みを聞いたり、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、出産見込み(出生数)に対して、全家庭を訪問することを前提に算出しています。実施については、民生委員・児童委員、在宅助産師による供給体制の確保に努めます。

② 量の見込みと確保の内容

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人）		125	121	118	113	109
確保の内容	実施体制（人）	149	149	149	149	149
	実施方法	実施機関：朝来市 委託団体等：民生委員・児童委員、在宅助産師				

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要

- ・ 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、近年の専門相談の実績により推計しています。

本事業は、要保護児童対策地域協議会において実施が決定され、保健師等が訪問し、相談及び支援を行います。

② 量の見込みと確保の内容

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人）		6	6	6	6	6
確保の 内容	実施体制（人）	2	2	2	2	2
	実施方法	実施機関：朝来市				

(6) 子育て短期支援事業

事業の概要

- ・ 保護者の病気や仕事等社会的事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設、乳児院等において必要な保護を行う事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、近年の実績から算出しています。

本事業は、乳児院「くれよん」と児童養護施設「若草寮」等に委託して実施します。

② 量の見込みと確保の内容

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人日）		26	26	26	26	26
確保の 内容	実施体制（人日）	26	26	26	26	26
	実施方法	実施機関：朝来市 委託団体等：南但愛育会				

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業の概要

- 子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)と子育ての援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録し、お互いに信頼関係を築きながら地域で子育て援助活動を行う事業です。

① 基本的な考え方

令和5年2月より開始している事業ですが、事業自体の認知度はまだまだ高くはありません。事業を周知するとともに、子どもを預ける側であるおねがい会員の不安や心配を解消すること、子どもを預かる側のまかせて会員の登録者数を増やすことで、利用者数の増加を見込みます。

② 量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
延べ利用者数(人)	131	140	149	158	167
確保の内容(人)	131	140	149	158	167

(8) 一時預かり事業

事業の概要

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育園等で一時的に預かる事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、近年の実績に基づき、今後の児童数の推計値を勘案し算出しています。

引き続き、すべての認定こども園で預かり保育を実施します。また、認定こども園・保育園では家庭の都合により保育が困難な場合、一時的に未就学児を預かる一時保育を実施します。

② 量の見込みと確保の内容

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1号認定による利用 (人日/年)		375	349	300	279	272
	上記以外(一時保育) (人日/年)		533	503	477	429	272
確保の内容	1号認定による利用 (預かり保育)	人日/年	375	349	300	279	272
		か所	10	10	10	10	10
	上記以外 (一時預かり)	人日/年	533	503	477	429	272
		か所	13	13	13	13	13

(9) 延長保育事業

事業の概要

- 認可保育所等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、近年の実績に基づき、今後の児童数の推計値を勘案し算出しています。
引き続き、市内のすべての認定こども園、保育園で実施します。

② 量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人)	236	219	189	175	171
確保の内容(か所)	13	13	13	13	13

(10) 病児保育事業

事業の概要

- 病気やけがのため集団保育が困難で、保護者の勤務等の都合により家庭で子どもの世話をすることが困難な場合に、指定の施設で子どもを一時的に預かり、看護師等が保育する事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、近年の実績に基づき、今後の児童数の推計値を勘案し算出しています。

病児保育はクリニックよしだで実施しており、引き続き本市と連携してニーズに対応していきます。また、病後児保育は枚田みのり保育園で実施していきます。

② 量の見込みと確保の内容

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人日/年)			182	172	159	150	146
確保の内容	病児対応型	か所	1	1	1	1	1
	病後児対応型	か所	1	1	1	1	1
	確保量	人日/年	182	172	159	150	146

(11) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

事業の概要

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場として、その健全な育成を図る事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、近年の実績に基づき、今後の児童数の推計値を勘案し算出しています。
各学童クラブの利用状況をみながら、施設整備等を含めた対応を検討していきます。

② 量の見込みと確保の内容

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (人)	1年生	120	108	119	100	84
	2年生	108	92	83	91	76
	3年生	123	109	92	83	92
	4年生	61	73	65	54	49
	5年生	53	45	54	48	40
	6年生	15	17	14	17	15
	合計	480	444	427	393	356
確保の内容	定員児童数(人)	480	480	480	480	480
	実施数(か所)	12	12	12	12	12

(12) 妊婦等包括相談支援事業 【新規】

事業の概要

- これまで本市で実施していた「出産・子育て応援事業」における「伴走型相談支援事業」を、国が創設した「妊婦等包括相談支援事業」として新設します。
- すべての妊婦や子育て世帯が安心して妊娠、出産子育てができるよう、妊産婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、妊娠届出及び出産見込み数から、1組あたり3回の面談を行うことを前提に算出しています。

実施に向けては、市こども家庭センターの助産師や保健師、在宅助産師等が面談を行います。面談は妊娠の届出時、出産前、出産後の3回行う予定としています。

② 量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（実人数）	186	181	177	169	163
確保の内容（人日/年）	372	363	354	339	327

(13) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 【新規】

事業の概要

- 0歳6か月から2歳までの未就園児が、保護者の就労の有無や理由などの要件を満たさなくても、誰でも保育園の預かり保育や認定こども園等の施設を利用できる制度です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、国が示す算出方法により算出しています。

令和8年度からの事業実施に向けて、市内13か所の認定こども園、保育園において見込み人数の受け入れが確保できるよう、必要に応じた保育士の確保等、実施体制を整備していきます。

② 量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人日/月）	—	6	6	6	6
確保の内容（か所）	—	13	13	13	13

(14) 産後ケア事業 【新規】

事業の概要

- 出産後1年以内の母子等で、家族などから十分な家事や育児の支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある人が医療機関や市内施設または自宅で、心身のケアや育児サポートが受けられる事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、出産見込み数（産婦数）と近年の実績（利用率、平均利用日数等）から推計しています。

本事業は、産科医療機関や助産所等に委託して実施します。個々の心身の状況等により、利用回数や利用種別は異なりますが、今後も産後ケアを必要とする産婦が利用できる体制を整えます。

② 量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（延人数）	74	72	70	66	64
確保の内容（延人数）	74	72	70	66	64

(15) 子育て世帯訪問支援事業 【新規】

事業の概要

- 家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、ヘルパーによる育児・家事支援等を行うことにより、適切な養育が行えるよう支援する事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、近年の養育支援訪問事業の育児・家事支援の実績により推計しています。

本事業は、朝来市社会福祉協議会及びたじま農業協同組合に委託して実施します。

② 量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人日/年）	17	17	17	17	17
確保の内容（人日/年）	17	17	17	17	17

(16) 親子関係形成支援事業 【新規】

事業の概要

- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、講義やグループワーク等を通して、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談及び助言等、支援を行う事業です。

① 基本的な考え方

量の見込みについては、近年の実績や相談件数等により推計しています。

② 量の見込みと確保の内容

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人)	5	5	5	5	5
確保の内容(人)	5	5	5	5	5

4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な期間であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、現在、公立の認定こども園、民間の認定こども園・保育園が運営されています。今後とも、これまで培われてきた知識・技能を生かし、質の高い教育・保育の提供に努めていきます。

また、教育・保育課程の毎年度の改訂や幼小連携に向けた合同研修会の実施等、教育・保育の一体的な運営の推進を図るとともに、公立の認定こども園、民間の認定こども園・保育園及び小学校の各施設間の情報共有や交流活動等の実施等、より多角的な連携に努めていきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 連携体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などのさまざまな施策分野にわたります。このため、こどもみらい部を中心に子ども・子育て施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 市民や関係機関・団体との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細やかな取組みが重要であるため、市民や事業者などさまざまな観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに、毎年度に計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、市民、教育・保育など関係機関・団体の代表、学識経験者等で組織された「朝来市子ども・子育て会議」で、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組みを行う市民活動団体、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

(3) 国・県との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や兵庫県との連携が不可欠です。国における今後の制度改革の動きも踏まえつつ、誰もが安心して子どもを生み育てられることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく必要があります。

また、市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、さまざまな制度改革と充実に努めるよう、国や兵庫県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

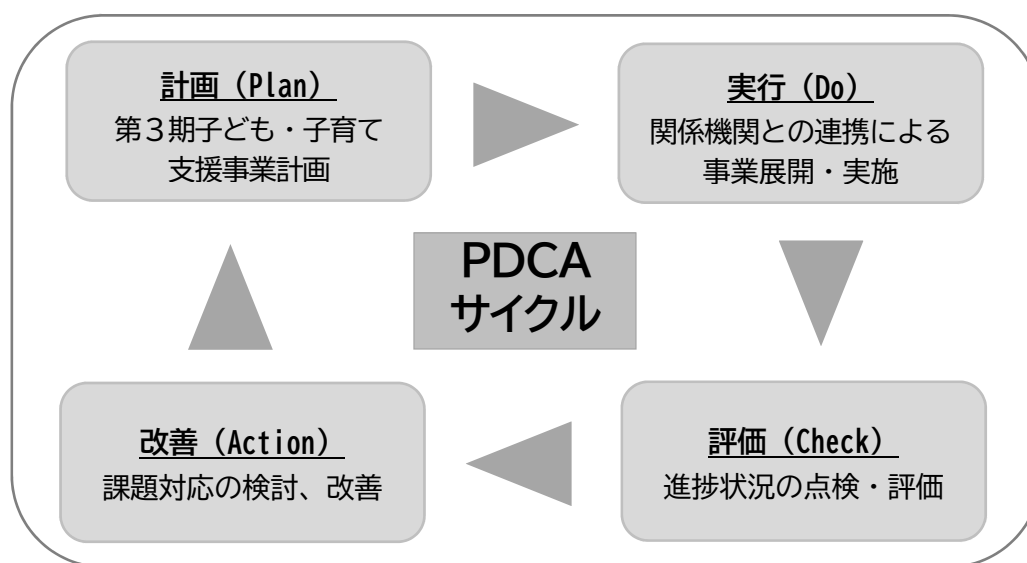
2 進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画に基づく各施策の実施状況については、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

本計画の進捗状況については「朝来市子ども・子育て会議」へ報告し、内容の確認と今後の子ども施策の方向性についての意見聴取を行います。

また、市の広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知に努めることなどを通じ、幅広い意見を聴取しながら施策の一層の推進に努めます。



(2) 社会経済情勢等に対応した推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などのさまざまな状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、本計画に掲げた施策、事業の目標等は、国における今後の施策動向、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向などを踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

資料編

1 子ども・子育て会議条例

■朝来市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、朝来市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項を処理すること。
- (2) 前号に規定するもののほか、子育て会議が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地域において子ども・子育て支援を行う者
- (3) 子どもの教育、保育に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) 保健、福祉又は医療関係者
- (6) 行政機関又は公共的団体を代表する者
- (7) 公募による市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難と認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、こどもみらい部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年朝来市条例第63号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(最初の会議の招集)

3 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和2年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

■朝来市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	区 分	氏 名	所 属	役職名
1	子どもの保護者	砂 田 沙 紀	公立こども園保護者会	山口こども園保護者会長
2		中 家 知 華	私立保育園・こども園保護者会	あわが保育園保護者代表
		日神美 利 幸	朝来市連合P T A協議会	梁瀬中学校P T A会長
3	地域において 子ども・子育て支援を 行う者	川 見 晶 子	子育て学習センター	山東子育て学習センター 子育てインストラクター
4	子どもの教育、保育に 関する事業に 従事する者	岩 野 智 哉	朝来市小学校長会	大蔵小学校 校長
5		清 水 洋 子	公立こども園	山口こども園 園長
6		◎小 林 俊 光	私立こども園	めばえのにわ保育園 園長
7	学識経験者	○藤 田 貴 久	姫路日ノ本短期大学	専任講師
8	保健・福祉又は 医療関係者	伊 藤 明 子	朝来市民生委員・児童委員連合会	主任児童委員
9	行政機関又は 公共的団体を 代表する者	松 本 みゆき	学童クラブ	山口学童クラブ支援員
10		笠 垣 和 幸	朝来市健康福祉部	健康福祉部長
11		田 中 勉	朝来市教育委員会事務局	教育部長
13	住民の代表	上 田 敏 子	一般	
14		片 岡 安佐子	一般	

◎：会長、○：副会長

2 計画策定経過

期 日	内 容	
令和6年 3月7日	令和5年度 朝来市子ども・子育て会議	(1)朝来市の子育て支援事業の現状 (2)第2期朝来市子ども・子育て支援事業計画 (3)第3期朝来市子ども・子育て支援事業計画 策定に向けてのアンケート調査票内容の確認
令和6年 3月		アンケート調査の実施 (対象：就学前児童・小学生児童保護者)
令和6年 7月18日	令和6年度 第1回 朝来市子ども・子育て会議	(1)制度改正・計画策定の概要について (2)子どもの成長と子育て支援に関する アンケート調査結果 (3)第2期子ども・子育て支援事業計画事業評価
令和6年 9月19日	令和6年度 第2回 朝来市子ども・子育て会議	(1)第3期子ども・子育て支援事業計画の計画 の骨子案、計画素案について (2)その他
令和6年 11月20日	令和6年度 第3回 朝来市子ども・子育て会議	(1)第3期子ども・子育て支援事業計画素案に ついて (2)パブリックコメントの実施について (3)その他
令和6年 12月	パブリックコメントの実施	令和6年12月24日～令和7年1月22日
令和7年 1月29日	令和6年度 第4回 朝来市子ども・子育て会議	(1)計画案の確認について (2)答申案について (3)その他

3 用語解説

	用 語	解 説
あ行	I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称
	赤ちゃん先生	0歳から3歳までの赤ちゃんと母親が福祉施設や教育機関等に赴き、命の大切さを伝える民間団体のプロジェクト
	朝来クリエイタースクール	子育て中を始めとする就労や起業を希望する女性を対象に、デザインや動画編集などのスキルを身につけ、デジタルで仕事ができる人材を育成することを目的としたオンラインセミナー
	生きる力	子ども自らが学び、課題を見つけ、問題を解決していく能力のことを指しており、これからますます変化を遂げていく社会の中で、子どもたちがいかに自発的に生きていくことができるか、その基盤となる能力
	L G B T Q +	レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Trans gender：身体的性別と性自認が一致しない人）、クィア（Queer：性的少数者全般）/クエスチョニング（Questioning：自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人）のそれぞれの性的少数者（セクシャルマイノリティ）の頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉
か行	学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、教育委員会によって学校に設置され、学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認やさまざまな課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する組織
	GIGA スクール	教育 ICT 環境の充実を図り、教員や児童生徒の力を最大限に引き出すことをめざす取組。文部科学省より2019年に提唱され、全国の小・中学校、高等学校等において高速大容量の通信ネットワークを整備、児童生徒1人に対して1台のコンピュータまたはタブレット端末の整備が進められてきた
	キャリアアップ研修 (保育士等キャリアアップ研修)	保育士の教育・保育の質の向上を目的とした研修

	用 語	解 説
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。また、単に社会的・職業的自立だけでなく、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育
	合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子どもの平均数
	子育て支援アプリ（母子モ）	妊産婦や子どもの健康データの記録管理、予防接種のスケジュール管理、子育て情報やイベント情報の閲覧など妊娠・出産・子育てに役立つ機能を持つアプリ
	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う総合相談窓口
	こども教育支援センター	子ども一人一人のより豊かな成長発達の支援をめざし、学校生活・教育に関すること、こころや身体の発達のこと、子育てに関する悩みなど、児童生徒の学校や家庭での生活、学習、発達について対応する相談窓口
	こども食堂	子どもやその保護者及び地域の人々に対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんなどを提供するコミュニティの場
さ行	サポートファイル	障害のある人や特別な支援の必要な人が、乳幼児から大人になるまで、一貫した支援が受けられるよう関係機関における情報共有を支援するためのツール
	自己肯定感	自分のあり方を積極的に評価できる感情、自分自身の価値や存在意義を肯定できる感情
	障害者基幹相談支援センター	相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、児童生徒や保護者、教職員に対して、いじめや不登校、暴力行為などの課題解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う者
	スクールソーシャルワーカー	虐待やいじめの対応など、児童生徒と向き合うとともに、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、児童生徒を取り巻く環境を調整する福祉の専門家
	すまいるルーム	学校に行きにくくなっている市内小・中学生のための居場所として利用できる施設。不登校や登校しぶりに関する保護者の相談に応じるとともに、小・中学生一人一人に寄り添い、学校への復帰も含めた社会的自立をめざす

	用 語	解 説
た行	通級指導教室	小学校又は中学校の通常学級に在籍し、その授業の中で困難を感じている子どもに対して、通常の授業のほかに一部の授業を別の教室で受ける制度
は行	発達障害	自閉スペクトラム症（ASD）、学習障害、注意欠如多動症（ADHD）その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの
	パブリックコメント	市の計画や重要な施策について、市民に意見を求める方法
	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる
	ブックスタート	8か月児健診で、絵本を開く楽しい体験とともに、子どもと保護者に絵本を手渡す活動
	ペアレント・トレーニング	保護者が環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学ぶことで、関わり方や心理的ストレスの改善や、子どもの発達促進や不適切な行動の改善をめざす、家族支援のアプローチの一つ
ま行	マイ避難カード	災害が発生したときに、「いつ」、「どこに」、「どのように」避難すればよいのかを事前に確認して記入しておき、目につきやすい場所に掲げておくことで、緊急時の行動の目安として役立たせるためのカード
	学びのサポーター	特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活支援体制の充実を図るために配置された支援員
や行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者
	豊かな心	美しいものに感動し、常に生きることの喜びと感謝の気持ちに満ち、明るく、前向きに、たくましく生きようとする心や自分を大事にするとともに他人を思いやる心。ルールやマナーを守り、社会に貢献しようとする実践的な力
	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人に分かりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること
	要保護児童	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
ら行	ライフステージ	人の人生を年齢によっていくつかの段階に区切って考える場合の各段階

**第3期朝来市
子ども・子育て支援事業計画**

令和7年3月

発行 朝来市

編集 こどもみらい部子育て支援課

〒669-5267 兵庫県朝来市和田山町法興寺 378 番地 1

TEL:(079)666-8103

FAX:(079)672-5369